



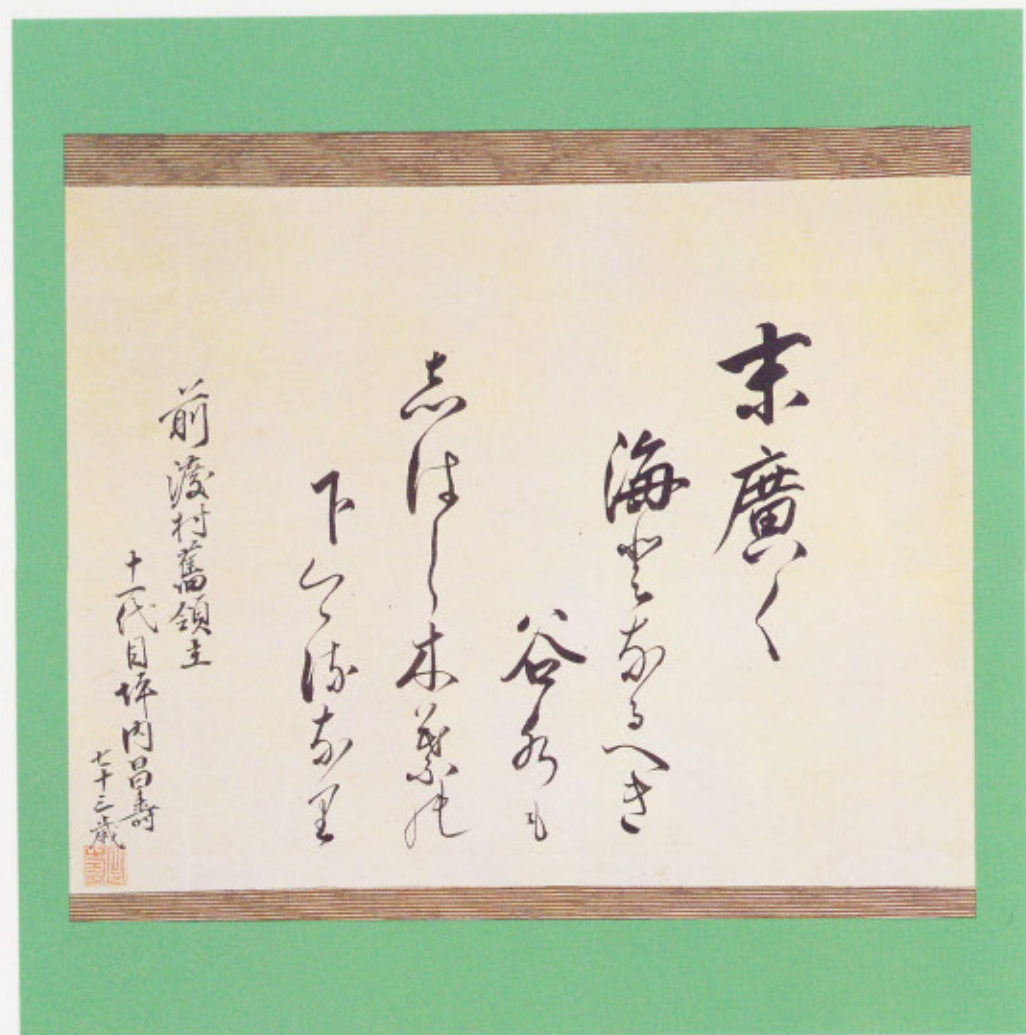
平成七年二月  
各務原市資料調査報告書第十八号

富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(三)

各務原市歴史民俗資料館



富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒(三)



口絵1 前渡坪内家11代 坪内昌壽書 (富樫政孝氏藏)



## 口絵解説

### 口絵1 前渡坪内家十一代坪内昌壽書

前渡坪内家最後の領主、坪内昌壽、七十三才の書。自作の歌と考えられる。

解説文「末廣く」海登奈るへき」谷水も」志はし木葉能」下く、流奈里」前渡村舊領主」十一代目坪内昌壽」七十三歳」  
※解説文は各行毎に「印を記した。

### 口絵2 坪内氏六家領地略地図

坪内氏の所領は、旧稲羽町地域、那加地区の東南部、羽島郡笠松町、川島町、岐南町の一部である。坪内氏には家元のほかに分家二家、内分家三家があり、地図はそれぞれの所領を示している。

### 口絵3 前渡村(東部)地図

地図は現在の前渡東町にあたり、西端の山は、北が長平山、南が矢熊山と思われる。地図に平島坪内領主である佐左衛門の名と三井坪内領主である太郎兵衛の名が記載されていることから、この地には前渡坪内のほかに、平島坪内、三井坪内の所領の存在がうかがえる。

## 序

各務原市は市制移行以来三十年間めざましい発展をとげてまいりました。

現在の市のこうした発展を思うにつけ、この地で長い歴史の中を生き抜いてきた多くの先人の努力を思わずにはいられません。今の私たちの生活は、このような人々によって長い年月をかけて作り出された地域の伝統文化という土台の上に成り立っていると考えるからです。

近年の急激な社会の変化は将来を予測することすら困難であると言われております。人々は目前のことのみに目を奪われ、長い歴史の中で育まれてきた伝統文化や先人の努力というものを忘れがちになっているように思われます。

つい忘れられがちな伝統文化をもう一度振り返り、先人の努力を思い起こしながら、それを踏まえ新たな時代に向けた新しい文化を築きあげていけることを願い、当教育委員会の歴史民俗資料館では毎年一冊ずつ資料調査報告書を刊行して、価値ある資料の保存と公開に力を入れております。

今回、その一環として市の指定文化財である「富樫庶流坪内家一統系図並由緒」の(二)を資料調査報告書第十八号として刊行できますことを嬉しく思います。この資料により江戸時代から明治にかけて生き抜いてきた坪内家の人々の生きざまを知っていただき、その時代を生きた人々に思いをはせていただければ幸いです。

おわりに当たり、関係者のご協力とご尽力に感謝の意を表して、刊行の挨拶といたします。

平成七年二月

各務原市教育委員会

教育長 水野定之

## 凡 例

- 一 本報告書は原史料名「髙富樫庶流坪内家一統系図並由緒」を影印復刻したものである。
- 一 原史料は「内分寄合」旗本坪内家（宗家家元）の内分分知であった三家のひとつ、平島の坪内家十二代目の坪内高國が編集したものである。
- 一 坪内高國は旗本坪内家の宗家（新加納坪内）九代目左京定儀（まのり）の嫡男定静（病弱により廢嫡）の三男で、坪内佐左衛門定通の養子になった。
- 一 この史料は、昭和十九年戦災を免れるため、坪内高國の孫定國の妻フミ子が当時の住職川村景州師に保管を依頼し、少林寺へ奉納したものである。
- 一 史料の所蔵者は各務原市那加新加納町二一〇四番地の少林寺である。
- 一 史料は各務原市指定文化財（典籍、昭和四三年指定）に指定されている。
- 一 原史料は九分冊からなるが、今回はその内の第二巻の続きから第五分冊までの部分を影印復刻した。
- 一 史料を影印復刻したのは、貴重な歴史遺産の消失の危険を避けるためと、楷書体で書かれているため活字翻刻の必要性がないこと、活字化による誤植を避けるためである。
- 一 朱書および朱印の部分は、写真の枠外に（朱書）および（朱印）などと活字で表記した。
- 一 本報告書には近世関係の解説文をつけた。
- 一 解説文は岐阜工業高等学校助教授山本浩樹氏に依頼した。
- 一 影印復刻文および解説文の中で、歴史的用語として史料中に表現される身分差別にかかわる用語や侮辱言葉をそのまま収録した部分がある。これは歴史の史料集としての使命を全うするとともに、封建支配の事実を正しく理解し、歴史的身分制度を学び、真の民主主義達成のための礎とすることを希求したからである。
- 一 写真図版および校正等は、各務原市歴史民俗資料館の小林重樹・加藤博通・伊藤光明・戸塚康子・佐伯晴美が担当した。

富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒 (三)

目次

口 序 凡 目  
繪 例 次

史料解説	(旗本坪内氏にみる近世武家の家と女性) ……………	一
影印史料	(富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒) ……………	一七

編集後記



# 史料解説

旗本坪内氏にみる近世武家の家と女性

岐阜工業高等専門学校 助教授

山本 浩樹

## はじめに

本稿では、これで三冊目の刊行となる史料『富樫庶流旗本坪内家一統系図並由緒』を中心に、周辺の関連史料なども用いながら、近世の旗本坪内氏一統の家に生きた女性たちの姿を紹介し、その動きを通して、これまで積み上げられてきた研究史とは違った視点から坪内氏の歴史について考察することを目標とする。

とはいうものの、系図などの類は、何よりその家の「筋目」について述べたものであり、またその家の起源と先祖代々の功績、家督の継承を通じて代々受け継いできた家格、本家・分家関係などについての記録であって、そこでの主役は歴代の家督継承者にほかならず、家督を継がない庶子や女性はずべて脇役でしかなかった。一般的な系図からは、せいぜいその家出身の女性の嫁ぎ先、そして妻としてその家に入った女性の生家がわかればよいほうで、それ以上のことが知られるのはまれである。

さいわい、この報告書で紹介する坪内一統系図の編者坪内高國は、旗本坪内氏諸家の家督継承を中心とした歴史を綴りながら、男女の区別なくそこに登場する人物たちのすべてに目をむけ、知りうる限りのことを粘り強く調査し、もれなくそこに書きこんでいこうとする姿勢を示しており、その結果、この系図は他にない広がりとお行きをもった坪内氏一統の歴史を我々に提供することとなった。系図の記載が、各家の始祖に関するものを別として、

新しい世代のものほど詳細になり、大体十八世紀中頃から女性についても実名や生没年など詳しい記載がみられるようになるのは、高國が過去の系図や過去帳だけによらず、各家に残る記録類を参照したり、直接の伝聞によるものも付け加えたりしていった結果と思われる。

しかしながら、それでもなお、系図に記された内容から近世武家の女性像を立体的に再構成するのは不可能であろう。全体として女性たち個人の素顔や暮らしぶり、生活意識といったものを知る手がかりは僅かで、坪内高國が身近な女性たちについて記した断片的なエピソードのみでは、一つの具体的な像を結ぶには足りない。

ここでは、おもに系図上にみられる婚姻関係から坪内氏の女性たちの動きを分析し、それにまつわる若干のエピソードなどを紹介しながら、坪内氏宗家・分家それぞれの家のなかでの女性の立場を浮き彫りにし、また逆に女性の置かれた立場から近世武家社会の家というものについて考える材料を探していきたいと考える。

## 1 坪内氏宗家の婚姻関係

まずは、坪内氏宗家代々当主の妻たちについて概観してみよう。坪内高國編纂の系図から当主の妻としてその出身が明らかなのは、二代目家定室こと織田家臣生駒八右衛門家長娘が最初であり、坪

内氏中興の祖である初代利定の正室については、出身が明記されていない。ただ、『寛政重修諸家譜』所収の系図には、利定室に織田家臣生駒右近某娘とあり、織田信長側室の実家でもあった尾張丹羽郡小折の豪族生駒氏と坪内氏が密接な婚姻関係を結んでいたことが窺われる。豊臣政権下で但馬出石城主となった利定兄長康が丹羽郡の豪族前野氏の姓を名乗ったことも関係するのであるが、濃尾両国の境目たる羽栗郡松倉を本拠とした戦国期の坪内氏一統は、生駒氏・前野氏ら尾張北部の木曾川筋に勢力をもつ領主層との地域的連合の一員として尾張織田氏の麾下に属していた。婚姻や養子縁組はそうした地域的連合を内側から補強する手段としてかなり重要な位置を占めていたのである。

旗本としての坪内氏は、関ヶ原合戦後の慶長六年(一六〇二)に一族五人連名宛てで家康から知行地の宛行を受けた結果成立し、新加納村に領地支配の拠点たる陣屋を設けた坪内氏宗家と、前渡・三井・平島の各村に屋敷を構えて常住した坪内内分三家が分立する。以後、宗家の当主は幕府に出仕して役目を果たす必要から、家族とともに専ら江戸に在住するようになり、必然的に彼らの生活は在地社会との繋がりを弱めていく。その結果、坪内氏宗家の婚姻関係にもやがて大きな変化があらわれてくるのである。

將軍家光に仕えた三代目定仍は、尾張海西郡(当時)長島二万石の大名で美濃国各務郡内にも領地を有した菅沼氏の娘を妻に迎えている。そしてこれ以後江戸時代全般を通じて、坪内氏宗家の

当主の妻には大名家出身の女性を迎えるケースが多数を占めるようになる。大名家以外の婚姻であっても、妻の実家は五〇〇〇石以上の大身の旗本で占められ、少なくとも坪内氏宗家とほぼ同程度の家格を有する家ばかりであった。ちなみにこの傾向は、婿養子を迎えて家督相続させる場合にもほぼあてはまる。

三代目定仍と大名菅沼氏との婚姻については、その背景に双方の領地の地理的なつながりを考慮に入れる必要があるもの、それ以降の、江戸で生まれて殆ど自らの領地に住むことなく一生を過ごした四代目定長以後の当主たちの婚姻に関しては、領地支配との関連性は全くといってよいほど認められず、江戸の武家社会内部での家格本位を基調とする縁組ばかりになっていったのである。

大名家出身の女性が多数を占めるようになった坪内氏宗家の奥方たちに関して、生活ぶりや家庭内の地位などについて窺わせる史料は乏しい。だが想像するに、奥方たちは坪内氏と同等もしくはそれ以上の家格をもつ実家の威光を背に嫁入りしているわけであるし、多額の持参金や調度品などを携えてきており、さらに邸内には実家から寄越されたお付きの侍女らもいたわけで、坪内家として彼女らを決して粗末に扱うわけにはいかなかったであろう。

つぎに、坪内氏宗家出身の女性たちについても概観してみよう。彼女たちに関する記事も系図中では最小限にとどまっているのであるが、とりあえず当主の娘たちの嫁ぎ先を整理してみると、や

はり三代目定仍の娘たちの世代を境に、顕著な変化が認められる。変化する以前に独特な婚姻事例として、第一に勝定二女が片岡権左衛門、初代利定長女が浅井太郎兵衛、二代家定六女が立木三郎兵衛と、坪内氏所領内に居住する地侍あるいは浪人とおぼしき人物のもとに嫁いだケースが目につく。同様の縁組は、同時代の坪内氏内分三家にもいくつも見られるが、やはりそれらも右と共通する何らかの意図にもとづいて行われたものと考えてよいであろう。

関ヶ原合戦前後の美濃には、浪人たちが村方を徘徊して治安上大きな問題となる一方、兵農分離がすすむ中で在地にとどまることとなった大小の地侍が村々に盤踞し、近世を迎えても在地社会の中で一定の影響力や特権を保持していたことが知られる。当該地域を支配しようとするものにとって、いかに彼らのごとき存在を懐柔し取り込んでいくかが領地支配を根付かせていくうえでの大きな課題であり、なかでも婚姻政策は重要な位置を占めていたのである。

勝定二女(初代利定妹)の嫁いだ片岡氏は、南北朝期に美作より厚見郡長森に移住して以来代々土岐氏に仕え、その後斎藤氏・織田氏に仕えたものの、天正十一年(一五八三)に織田信孝が秀吉に滅ぼされて以降郷土となって新加納に蟄居したという由緒をもつ。婚姻と同時に片岡権左衛門は姓を坪内に改め、名実ともに坪内氏一族に取り込まれた。その子孫は代々宗家の家臣として明治

にいたるまで新加納に居住した。また、浅井太郎兵衛直元については宗家系図にも「浪人カ身分不分」とあり、その素性は明らかでないが、直元と利定娘の間に生まれた太郎兵衛安定はのち祖父利定の養子となり、関ヶ原合戦後六〇〇石を知行し内分三家のひとつ三井坪内家の祖となった。こうして坪内氏が婚姻により一族の女性を在地社会に送り込むことが、すなわち領内への勢力扶植に直結したのである。

濃州浪人で新加納に居住していた立木氏についても、詳しい来歴などは不明ながら、二重三重の婚姻や養子縁組によって坪内氏一族との関係を深めていったことが知られる。やがてこの一族がたどる悲惨な末路については後述を期す。

近世初頭の婚姻事例の第二のかたちとして、二代目家定四女を桑名城主本多美濃守の家臣中根氏に、また同八女を尾張藩家中の荒川氏に嫁がせるなど、近隣とくに木曾川の河川交通に深く関係する諸大名の重臣クラスとの縁組がある。安八郡西橋村(黒俣町)などに領地をもつ旗本松倉重次に家定五女を嫁がせた例も同列に論じられるであろうし、三代目当主家仍が長島城主菅沼氏の婿となったことなども併せ考えると、こうした縁組にもまた重要な意図がこめられていたことが浮かび上がってこよう。

戦国期、松倉に本拠を構えていた頃の坪内氏一党が、木曾川を通じて水上交通と強いかわりをもっていたことは容易に想像できる。豊臣政権のもとで一時坪内氏宗家は在所を離れ関東に赴く

が、徳川氏の天下となつて中山道の押さえと治水能力を期待されてこの地に再入部する。しかしそのさい宗家が本拠としたのが木曾川から離れて中山道に沿った新加納だったことにも示されるように、木曾川水運の権益から大幅に後退した地位に甘んじなければならなくなっていた。木曾川水運をめぐる権益は尾張藩にほぼ独占的に握られ、一介の旗本坪内氏には手の届かぬものとなつていった。しかし、木曾川の恵みによって育まれてきた坪内氏やその支配下の農村が、河川交通や運輸、そして水産資源の利用など、木曾川との関わりを完全に断たれては立ち行くべくもない。坪内氏としては、尾張藩はじめ木曾川水系の大名などとの関係を強化し、少しでも有利な条件が整うよう努めていく必要に駆られていた。それが右のようなかたちで婚姻関係にも投影されていたのである。近世初頭には、坪内氏宗家もみずからの領地支配のため、地域の社会に強く関わっていくとする意識と姿勢を保持していたわけである。

しかしその後、三代目定仍・四代目定長と代を経るにしたがい、幕藩体制確立とともに坪内氏の武家社会内における地位も固まってきたおり、宗家の当主一家のおもな生活の場も江戸に移り、したがって宗家の娘たちの嫁ぎ先も完全に旗本に限られるようになった。そして彼女らは国元に居住する一門の内分三家に嫁ぐケース以外には江戸から離れることもほとんどなくなってしまうたうである。

ただ、当主の妻を娶るケースと比較して興味深いのは、奥方たちの実家の多くが坪内氏より格上の家柄であったのに対し、娘たちの嫁ぎ先に坪内氏宗家を上回る家格・石高のものがほとんどないということである。たしかに彼女らは、実家の家督を継ぐ嫡男との比較では格下の家に嫁ぐことになるものの、家督を継がない庶子が別家を興したりするときの家格・石高と比較するならば、彼女らの嫁ぎ先は特に格下であったとはいえず、その限りでは男子と比べて女子が低い扱いをうけていたとはいえない。

旗本との縁組の中には一門内の分家との婚姻もあったが、宗家の側には、とくに国元に居住する前渡・三井・平島の内分三家に對しては、他の旗本と同列に扱う意識は薄かったようである。この三家との縁組は、他の旗本との縁組とは違って、なにか特別な政策的意図をもとに行われていた可能性が高い。それは、宗家からの自立を求める三家の動きに歯止めをかけ、宗家への求心力を維持・強化する方向にむけられていた。なかでも延享二年(一七四五)頃のこと、前渡坪内氏七代目定該のもとに宗家当主定堅の二女美濃が嫁いだ例には、宗家側の思惑が露骨なほどに込められていた。これに先立つ享保十七年(一七三二)、宗家による宗主権強化の動きに抗して、自立化要求の旗頭だった前渡坪内家六代目貞行が、平島坪内家六代目定基とともに宗家の定堅(実は三井坪内家五代目定清三男)を相手取り、幕府に家格吟味の願い出を行った。この時期には、宗家・内分家の対立が最悪の状態を迎えていたので

ある。しかし、享保二十年に江戸出府中の貞行が急死し、子の定該が前渡の新当主につくと、これに合わせたかのようにこの縁談が宗家側からもちあがった。宗家側からみるならば、なによりこの縁組は前渡坪内氏を懐柔し、本末間の不和を押さえてみずからの主導的立場を回復する絶好の機会だったのである。

## 2 坪内氏内分三家の婚姻関係

つづいて近世を通じて木曾川右岸の地に文字どおり根を下ろすことになった坪内氏内分三家の婚姻関係について概観しておく。各々高六〇〇石の旗本を公称した前渡村の坪内嘉兵衛家、三井村の坪内太郎兵衛家、そして平島村の坪内佐左衛門家の成立事情、この三家が常時在地に居住することを求められて在地領主的な性格を持つようになった背景、宗家からの自立化を求めて三家がおこなったさまざまな動きについては、本報告書十六号の松田之利氏による解説などを参照していただくこととして、ここでは詳しく述べない。ただこの三家が旗本としては異色の存在で、とくに地域との結び付きの緊密さにおいて際立った特色を有しながら、その形態を三世に近づくの間変えることがなかったことを念頭に置いてみていきたい。

これら内分三家の婚姻には、ある特別の手続きが必要であった。近世後期の実例からみると、内分三家のうちいずれかが縁組を行っていたのはなかろうか。

延享四年(一七四七)、既述のように宗家定堅二女美濃を妻に迎えていた前渡坪内家七代目の定該は、宗家の招きもあって江戸移住を決行、その後天明元年(一七八一)に八代目定効が前渡村に再下向するまでの約三五年間にわたり、前渡坪内氏は地域社会から離脱して江戸での生活を送ることとなった。その間、前渡坪内氏は江戸で旗本他氏との婚姻関係をいくつか成立させているのであるが、これも一時的現象で、定効の前渡帰還後は自然に行われなくなった。そのなかで、旗本高嶋直五郎俊營の妻となっていた定効長女壽賀が、寛政九年(一七九七)に十二代將軍家斉の四男敦之助の乳母として江戸城に召し出されたことが注目されることろである。

次に大名家家臣との婚姻について見ることにする。やはりそのなかで最も目立つ存在であるのが尾張藩家中との縁組である。

平島坪内氏二代目の正定に二六〇〇石の重臣兼松源兵衛正業の

うに際しては、婚姻に先立ち、他の二家の添状を付して宗家に願書を提出することになっていた。このことは内分三家に対する宗家の宗主権強化を物語るものと見られるが、ある家の婚姻に際して他の二家が連帯保証人的な役割を果たすようになったことで、三家間の相互扶助意識を高め、婚姻を個々の家の問題というよりは一門全体の問題とみる意識をも生ぜしめたと思われる。

系図に見られるところの三家の婚姻関係で、坪内氏宗家などとの比較において、共通して認められる特徴は、美濃国内およびその隣国の、木曾三川の水運や中山道などを通じ坪内氏領と密接な関係にあった地域を治める旗本や大名の家臣との、地域に密着した婚姻が、近世全般を通じて行われていたということであろう。

恐らく関ヶ原合戦後間もないころのこと、前渡坪内家二代目の俊定が可児郡徳野で一万石を領する平岡石見守頼勝の娘を娶ったことになっており、これが坪内氏内分家と大名クラスの家との珍しい縁組の事例となっている。一応それを例外として、まず坪内氏一門以外の旗本との婚姻の事例からみていこう。

内分三家が婚姻関係を結んだ旗本としては、美濃上石津郡多良に領地を持つ交代寄合の高木氏(西家二三〇〇石、東家一〇〇〇石、北家一〇〇〇石の三家よりなる)と、三河渥美郡大崎の交代寄合中島氏(六〇七石)がとくに目立った存在である。交代寄合とは、旗本のうち幕府との特殊な関係により大名に準じた格式を与えられ、領地に常住して江戸に隔年の参勤交代をする家のことである。

娘が嫁いできたのが尾張藩士との縁組の最も早い例であるが、これは兼松氏が元米尾張羽栗郡島村(一宮市)の領主であって、坪内氏とは戦国期以来の近所の儀による交際があつたことと思われる。

その後の尾張藩士との縁組の中で、とくに目をひくものを拾い上げるならば、羽栗郡円城寺の野々垣源兵衛久政の娘が三井坪内氏五代目定清に嫁した例、同じく三井坪内家十二代目定職に信州木曾福島の山村氏出身の米が嫁した例、そして平島坪内氏十代目定興長女國が可児郡久々里の千村平右衛門次男を婿養子として迎えた例などがあげられる。まず野々垣氏についていえば、現地の地侍出身で家格は決して高くないものの代々川並奉行として尾張藩円城寺役所に勤務し、当地域における木曾川水運を一手に管掌する立場にあつて、大きな影響力を持つ実力者であった。坪内氏が何らかの形で木曾川水運を利用する際には、必ず円城寺役所に届けて野々垣氏の許可を取らねばならなかった。こうした実力者との縁組は、三井坪内氏に相応の便宜をもたらしたのであろう。また山村氏・千村氏はともに木曾衆と呼ばれ、木曾の旧領主木曾氏の旧臣の流れを汲む。近世初頭にかの地が尾張藩に与えられたのをきっかけに尾張藩付属となったが、関ヶ原合戦以来のいきさつから幕府との関係では直参の旗本でもあるという両属的存在で、山林支配や材木輸送などに強い権限を有していた。内分各家にとつては、両氏の縁家になることで、実質的な便宜は勿論、旗本直

参並みの家格を周囲に印象づける意味でも、大きなプラスが期待できる縁組相手だったのではなからうか。

尾張藩以外の大名家中でみると、地理的に最も近く日常的な繋がりや濃かった加納藩をはじめ、やはり木曾川水系や中山道を通じて経済的繋がりや深かった大垣藩との関係が強く、それに加えて江戸後期になると、美濃国内では郡上藩、他国では伊勢津藩・久居藩、近江彦根藩、三河岡崎藩・吉田藩、信州松本藩など、通婚圏にある程度ひろがりがみられるようになる。その背景には、ヒトやモノの動きの活発化にともなう三家の対外的な交際の広がりといったことも考えられるが、いったん他家との婚姻関係が成立すると、お互いを縁家とみなす意識が相当ながく維持されたため、婚姻関係を結んだ相手の家が自家の国替えのため別の土地へ移転してからも引き続き二度三度と縁組を重ねていくケースが存在したことも理由のひとつに挙げられる。また、泰平の世となるにつれて政略的な婚姻を必要とする意識が徐々に薄れ、婚姻の最大の目的を家名と家格の維持・発展に置くような傾向が、宗家ほど明確には表れないものの、内分三家の中でも強まってきていたとも考えられる。

これ以外の内分三家の婚姻形態としては、一族内の宗家との縁組や、比較的初期に属する領内居住の浪人を対象とした縁組などが挙げられるが、これらについては、宗家に関して既に述べたことと共通するので繰り返さない。そのほか、内分三家相互間での

通婚も散見し、三家の相互扶助関係を内側から補強する効果をあげていたことが指摘できる。

宗家についてみたのと同様、内分三家の縁組先について、当主の奥方の実家と、当主の娘たちの嫁ぎ先とをわけて、三家の公称知行高六〇〇石を基準に比較してみた場合、宗家で観察されたような強い傾向は認められない。地域に密着して存在していたぶんだけ、内分三家の婚姻は宗家ほどに家格本位のあり方に染まらなかったものといえよう。

こうして坪内氏一門の婚姻について一応の概観を終えたところで、わけあって結婚に至らず一生を過ごした女性の存在についても触れておきたい。近世社会の上層部に属していた坪内氏一門ではあるが、宗家・内分三家を通じて男女とも結婚年齢に達せず早世したもの割合が非常に高いことに驚かされる。幼児死亡率は、系図上に表れたものから少なく見積もっても全出生数の二一・三割、近世前半では系図記載が省略される可能性も高いので、おそらくそれ以上の高い割合を占めたと思込まれる。だがそのほかに、当時としては長寿を全うしたなかにも、一生結婚することなく生涯を過ごす女性がいた。三井坪内家九代目当主定秀は妾腹の子を含めて四男六女（うち一女が早世）に恵まれたのであるが、系図にはそのうち三女が「一生外へ行ズ兄ノ厄介」（七三歳没）、五女もまた「一生外江不嫁、厄介ニテ終ル」（四五歳没）などと記されている。いったいどのような理由があったのか、彼女らの生活ぶり

### 3 立木甚助一家の悲劇

濃州浪人立木氏と坪内氏一門とのつながりは、明らかなどころでは、宗家二代目当主家定の六女が立木三郎兵衛（古三郎兵衛ともいう）に嫁いだのが始まりであるが、その後彼らの長女が宗家三代目定仍の十男で三井坪内家養子として家督を継いだ定房のもとに嫁ぎ、さらにその定房の五男門三郎（のち甚助）が伯父立木三郎兵衛能次の婿養子となつて、立木氏もほぼ完全に坪内氏一門に取り込まれてしまった形となる。しかし、この立木甚助夫妻とその幼い娘からなる一家を、突然おそろしい悲劇が襲ったのである。

坪内高國編纂の系図には宝永四年（一七〇七）九月十三日「立木甚助並二室及ヒ娘同時死」という少林寺過去帳の記録が引かれ、これに関する言い伝えとして、甚助が「甚短慮ニテ、妻方娘ノ髪ヲ結ナガラ、ウシヤウヨミシテ（愚痴をこぼして）、九月十三日トカノコト、世ガ世ナラヨソノ子ノヤウニ着物キセル抔ト申テ、寝テ聞居テ脇差ヲ抜テ切ルト云々」、さらに自らも切腹して果てると

いう、悲惨極まる事件の様相を伝えている。いわば父親が妻と幼い娘を道づれにした発作的な無理心中とでもいうべきものであろうか。

この事件に関しては坪内高國も特別の関心を寄せたらしく、甚助一家に幼い男子が一人生き残り、高國の先祖平島坪内家の保護を受けて平島村に代々住んだという口伝をもとに、縁者にその後裔の消息を尋ね回るなどしている。明治維新後に急速な没落を余儀なくされた元旗本高國にとって、甚助妻の「世ガ世ナラ……」という繰り言はわが身に迫るものがあったであろうし、凶行に及んだ甚助の心情もまた他人事とは思えなかつたに違いない。

宗家三代目定仍の孫、三井坪内家当主定房の実子として生まれた甚助であったが、父定房は家督継承後に養父廣定の実子（のちの定清）が誕生したため、元禄元年（一六八八）に子供たちを連れて三井坪内家の屋敷裏に隠居し、その後元禄十四年に亡くなっていた。そして甚助の兄定富が継いだ実家は三井坪内家の別家として「御裏様」と呼ばれるようになっていたのであるが、これとほとんど浪人同然の身の上で、三井の家の「厄介」になっており、甚助一家への経済的援助もままならなかつたであろう。そうした境遇からくる困窮が引き起こした悲劇といえるが、元をたどるならば、立木氏・坪内氏宗家そして三井坪内氏の人々が、それぞれが属する家の存続や利益を追い求め、婚姻や養子縁組などによって複雑な人間模様を刻んできたことの一つの結果であるとも

坪内高國の手になる系図記録には、甚助一家の親子三人が少林寺内の一本の墓に眠ることを伝えているのであるが、それにしても近世のイエ本位の社会から疎外された人々の生活の哀切さ、そしてなにより罪なき幼女の生命までもが犠牲となってしまったことの痛ましさが、別の時代に生きる我々の胸にも迫ってくる事件である。

#### 4 ある離婚騒動をめぐる

最近、江戸時代の武家女性の家庭内での地位について考える材料として、『寛政重修諸家譜』の記事を統計的に用いて分析が行われた結果、大名・旗本の家における離婚率が意外な高率を示していることが明らかにされ、注目的となっている。これは婚姻年代、所領の石高からみた階層、そして所領のある地域などによって若干の偏差はあるものの、総じて離婚率は全婚姻の割合を越す値を示している。これは、坪内一統の系図の記事にも「離婚」の文字が相当数みられることから頷けるところである。

ところで、江戸時代における夫婦の離婚は、一般的に男性側からの「三下り半」と呼ばれる簡単な離婚状をもって行われるのが常で、妻に対して夫やその親が気に入らないところがあれば簡単に離婚できたが、妻方はどんなに酷い仕打ちを受けても自分から

離婚を申し出ることができず、ひたすら忍従せねばならなかったという理解が広くいきわたっていた。それに従えば、先の数字は、武家社会の中で、いかに女性が不当に軽く扱われ、簡単に夫に捨てられていたかを示すものとなろう。しかし、最近の研究成果では、実態としては当時の離婚が必ずしも夫の専横行使として行われていたとは限らず、妻方による「飛び出し離婚」が離婚率をかなり高めていたことが解明されているし、離婚状についても妻から夫に迫って書かせたケースが少なからずあるという。さらに離婚して実家に戻った女性のその後についても、社会一般に女性の離婚歴をマイナス点とみる意識は薄く、武家女性の場合でも再婚率は五割を越すという事実が確認されている。離婚がタブー視され、女性が家に縛り付けられるようになったのは、むしろ明治民法下の家族制度のもとで、江戸時代には建前にすぎなかった男尊女卑が、法の強制のもとで本音として定着させられていってからであった。

このように、江戸時代の離婚のイメージが変わってきつつあり、ひいてはこの時代を「女性史の暗黒時代」とする見方も大きく崩れつつあることを念頭に置きつつ、既に刊行されている『前渡坪内氏御用部屋記録』なども引きながら、坪内氏一門におこったある離婚騒動について見ていきたい。対象とするのは文化六年（一八〇九）二月に婚礼を挙げた平島坪内家十代目当主定興とその後妻で郡上藩士朝比奈藤兵衛娘梶夫妻の離婚一件である。

坪内定興が梶と結婚したのは四六歳のとき、先妻は三井坪内氏の娘鉄であったが、一人娘の國の生後産旁で死去して既に二十年以上経っていた。後年養子縁組で彼の孫となった高國は「定興大兵仕立上ケ鯨尺ニテ四尺ノ衣服ヲ着ス、目方廿三四貫身ノ丈五尺六七寸、性大酒淨瑠璃ヲヒキ語ル」などとその人物像を紹介している。結婚に至るいきさつは明らかでないが、三井坪内家出身で先妻鉄の姉の久という女性がすでに郡上藩士小出弥左衛門に嫁いでいた（ちなみに彼女も再婚であった）ことから生まれた縁のようである。したがって定興と梶はおそらく婚礼の席が初対面の場でもあった。

さて、この夫婦の離婚が表沙汰となるのは婚礼の翌年、文化七年十月のこと、郡上の久より前渡・三井の両家あてに書状が届けられ、先頃定興が久に突然使いをよこして、梶が平島の家風に合わぬため離婚する旨をその実家朝比奈氏に伝達してほしいと申し入れてきたことを伝えた。その中で久は、離婚はやむをえぬこととしながらも、左のようにつけ加える。平島近辺の者から様子を窺うに、定興は最近、召使の女中をきつく気に入る、これに目をかけている様子だが、この女中は梶に対し無礼のふるまいが多く、義理の娘の國をも彼女に近づけさせぬようにし、何かと夫婦仲の妨げになっているとの事。この女中のことを差し置いて、梶が家風に合わぬという理由で離婚とは、自分も先方朝比奈氏に申し訳が立たず面目丸潰れである。梶によくない点があるのならば、世

話をした自分にまず伝えてもらい、自分から梶に意見して、その上でなお改まらないとするなら、実家も仕方ないものとして納得するであろう。このままでは全く節目が立たず、梶の実家にも気の毒なことであるから、前渡・三井の二家から定興に意見し、筋目の立つよう取り計らってほしいと云々。

妻が家風に合わぬなどという理由をつけて離婚するのであれば、定興は自分の落ち度をまず改めてからにせよというわけである。

これを受け取った前渡・三井両家の当主は相談の上平島に向いて定興と面談し、もし郡上側から宗家に掛け合うようなことになれば自分たちにも迷惑が及ぶとして、その真意を問いただしてみたところ、内々ということでは、梶は「平生夜具等も絹布のミ着致シ、無理ニ木綿夜具着セ候処、翌日風邪之由にて平臥致候、其外万事右ニ順シ奢り候間、勝手不如意之儀ニ候へは中々相続不相成、左候へは先祖へ対し不孝ニも候間離婚致度」という理由があるのだが、それゆえにこそ先方にはあえて家風に合わぬという抽象的な理由を言うにとどめたよし。また晶貞にする女中云々については、そういう女はいないときっぱり否定した。

まず、この離婚話が夫定興の意志であるのは間違いないとして、久と定興双方の言い分にはすれ違いや矛盾もみられる。寵愛の女中云々について定興は否定したが、その後の経緯からみて、やはりそれは隠し通せぬ事実だったようである。定興が梶の家風になじまぬところとして挙げた中にも真実が含まれているかも知れない。

い。これに加えて、平島坪内家の系図は、またひとつ別の重大な事実も浮かび上がらせている。系図には定興二女として、文化七年五月二十五日誕生、癩持ちで生後三日で死亡した女子について記載がみられるが、それによるとこの子は「母若美濃国郡上郡八幡青山家之藩中朝比奈藤兵衛女棍女ノ腰元初女、手掛り懐妊スル也」とされる。腰元初はその後八幡へ帰ったとあり、先に挙がった召使女中とは別人物のようである。こうした事実が、この夫婦が結婚間もない頃から既に破綻していたことを物語るものとはいえないであろうか。

この前後に棍は正式な離縁の沙汰のないまま郡上の実家に戻ってしまったらしいが、宗家と棍の実家に対する連帯保証人的立場にあった前渡・三井の両当主はその後も相談をもち、翌月再び両人で平島に向いて定興と面談し、(どうしても離縁するのであれば)例の女中(実名たの)に暇をとらずか、棍を呼び戻してやり直すかと迫り、結局たのに暇を出す旨の約束を取り付けた。これを受けて両家は早速郡上の久に書状を認め、たのが暇を出されることになった旨を報告、このまま離縁とするか今一度熟慮することについては時間をおいて考え、米春相談の上決めることにしたいと申し送った。

ところがその後も定興はたのに暇を出すことなく、年が明けても一向にその沙汰がなかったことから、約束を反故にされ郡上方に対し面目丸潰れとなってしまった前渡の当主定就の激怒を誘った。

和回復策でもあった。

それにしても、ここまで前渡の当主定就を動かした久の訴えかけの迫力と説得力は見事というほかはない。自分の実家あるいは親類筋への訴えではあったが、自分自身の立場を堂々と主張して自ら卑下するところがない。そこには家という檻のなかでの生活に埋没し、夫や子供に対し一步身を引いて、自分を殺して生きるというような、封建制下の女性像のステレオタイプは微塵も感じられない。才氣にあふれて逞しき武家女性像が垣間見えるのである。

さてこの離婚騒動の落着後、男子にめぐまれなかった定興は、一人娘の國に婿養子を入れる準備をすすめ、文化十四年に美濃可児郡久々里居住の木曾衆、千村平右衛門家より婿養子を迎えた。しかしそれも束の間、一年たらずに國はこの婿と離縁、さらに文政二年(一八一九)に定興は今一度國に婿養子をとらせ、名古屋から尾張藩士横井氏の三男を迎えて定通と名乗らせ、ようやく心安心を得たのである。國の初婚時の離婚原因についてはよくわからない。ただ「寛政重修家譜」にみる坪内氏宗家の事例では、やはり男子に恵まれなかった七代目当主定孝は、長女の婿養子に甲府城主松平吉里の七男定信を迎えたが、のち病のためこれを離縁し、改めて下野壬生城主で老中の鳥居忠意の二男定恒を迎えて家督を継がせている。このように、婿養子の場合、妻方の(家の)都合で離縁となるケースが多かったようである。近世のイエ社会

た(結局棍とはそのまま離縁ということになったらしい)。定興先妻の兄にあたる三井の当主定高らが間に立ってとりなしを図ったが、結局文化八年閏二月、前渡坪内家(定就)が平島坪内家(定興)を義絶する事態に及んだ。以後もこの件は尾をひき、翌文化九年に平島方から前渡方に詫びを入れる形で落着するまで義絶は続けられた。その間前渡より愛想を尽かされた形の平島坪内氏は、宗家との関係などで相当苦しい立場に追い込まれることになったようである。

以上が離婚騒動のてん末の簡単な紹介である。結局このケースでは離婚にいたる真相が今一つ特定できなかったものの、夫の意思として離婚話もちあがり、夫がそのまま押し切った形にはなっている。しかし周囲の人々、中人役の久や実質的な連帯保証人たる前渡・三井両家は、定興の恣意による離婚を許さず、離婚に對してさまざまな条件をつけようとした。それは、結局婚家を追い出される形となった妻とその実家に、最低限納得のいく筋道を立てること、まず妻に離婚原因を負わせるより自らの落ち度を正すこと(女中たのと手を切ること)であった。その条件を一度は受け入れて離婚にこぎつけながら、結局それを忠実に履行しなかった定興は、前渡方からの義絶という、平島坪内家にとって死活問題になりかねない厳しい制裁を受けることになった。このような一族内での制裁は、郡上方と坪内氏一門との関係がこじれて、より大きなトラブルへと発展するのを抑えるための、ある種の平

は女性ばかりに限らず男性にも非情で苛酷な一面をもっていたのである。

さらにその後も定興の身辺は慌ただしさが続く。定通の妻となつた國(夫と改名)が文政八年に一人娘繁を残し痘瘡で他界。同十年ようやく家督を定通に譲るが、新当主定通もその年七月に病死してしまふ。定興はこの事実を宗家にも隠し、その間に孫娘繁(当時七歳)の婿養子として宗家九代目定儀長男定静(狂気により惣領を除かれる)の三男定國(当時四才、のちの高國)を定め、文政十年末に定國を江戸の実家に置いたまま家督相続させたのである。定通の病死は表向き翌年三月のこととして処理された。

定興が棍との婚姻で男子をもうけられなかったことが、以後このような形で家名存続にぎりぎりの状況を生み出すことになったのである。後年高國は、平島坪内家の系図の中に、亡き前妻繁との初対面のころの印象を「生得美婦、面長背高ク琴ヲコノム、高國江戸ヨリ来ル時、九歳ニテ男鬚、前髪ノ前オ切り下ケ候、大柄也」と書き込んでいる。ここに彼女のただ一人の養育者であった祖父定興の叶わぬ願望を見て取ることができないであろうか。自分に似て大柄な孫娘こそ老境の彼に残された唯一の希望であり、許されるならば彼女を惣領にして家督を継がせたい程の気持ちだつたであろう。このような祖父の哀しき願いが、まるで男子のような繁のいでたちに表されていたと思われるのである。

むすびにかえて

さて、これまで近世武家社会に生きた女性たちの姿を坪内氏一門関係資料の中を探る試みを行ってきたつもりであるが、結果的に男性中心の家の論理を述べたにすぎないのではないかとこの反省が残る。そこで最後に、坪内氏一門における女性同士のつながりを考えさせる一つのエピソードを紹介しておきたい。

平島坪内家十代目当主定興の娘で婿養子定通の奥方國（のち夫と改名）が二五才の若さで死の床にいたのは文政八年三月のこと、平島の家に奉公する女中の実家で子供が痲瘡にかかったため、その実家に見舞いに行き、帰宅すると彼女も発病して、僅か十一日後に亡くなったという。死の床で彼女は、亡き母鉄の姉で三井坪内家に住む定（定秀三女、一生独身を過ごした）に会いたがったので、平島から三井に使いの者を出したが、定の体調が悪く来られないとのこと。しかしこれは、三井の奥方（定の弟定並の妻）が「内輪ノ事ヲ咄サレテ成ラヌト邪知致而ノ事」であったという。わずかこれだけの挿話であるが、平島家における奥方と奉公の女中の関係、三井家における奥方と小姑との関係、そして両家にもまたがる伯母と姪の関係、両家の当主の奥方同士の関係など、一編のドラマのように様々な人間関係を浮き彫りにしている。とくに興味をひくのは、幼少の頃に母を失った國と、その母親の二つ年上の姉で一生嫁ぐことのなかった定が、どのような絆で結ばれ

ていたのかという点である。

しかし、筆者ひとりではこれ以上立ち入って邪推を重ねるのは止めにした。ここから先の推理とドラマへの肉付けは、読者一人一人の手に委ねさせていただきたい。そしてできるなら読者の一人一人が直接史料に向き合い、史料の語りかけてくる生の歴史に耳を傾けていただきたいと思う。

註

- (1) 坪内氏に関する研究史のうち、参照したおもなものを以下に挙げておく。上村憲宏「各務野から各務原へ―各務原地域成立史論―」（一九九一年）。松田之利「史料解説 旗本坪内氏の宗家と内分家」（本報告書第十六号、一九九三年）。高橋直子「史料解説 坪内高國―自分がしのびの旗―」（本報告書第十七号、一九九四年）。
- (2) その類例の一つとして、系図上家定二女の夫が「松平宮内大輔内千石加藤継殿助」とあるのは、関ヶ原合戦後から慶長十二年（一六〇七）まで尾張清須城主であった松平忠吉（但し宮内大輔の官途を有していたか否かは確認できない）の重臣加藤景親と思われる（名古屋書院編第十九巻「士林派論」3参照）。この人物は「清須分限帳」などにも一〇〇〇石加藤太郎右衛門の名で登場する。
- (3) 豊臣政権下に前渡坪内家初代の嘉兵衛定安が但馬出石城主前野長康の娘を娶ったのも、同じ一族内ではあるが、大名家との婚姻を数えることもできる。
- (4) 脇田修「幕藩体制と女性」（女性史総合研究会編「日本女性史」3、東京大学出版会、一九八二年）。朝倉有子「武家女性の婚姻に関する統計的研究・試論」（近世女性史研究編「江戸時代の女性たち」吉川弘文館、一九九〇年）。
- (5) 高木侃「三くだり半」（平凡社選書、一九八七年）、同「三くだり半と縁切寺」（講談社現代新書、一九九二年）。
- (6) 本報告書第六号（一九八五年）、同第七号（一九八六年）。

表1 坪内氏宗家当主正妻出自一覽

当主名	正妻出自
初代 勝定	生駒八右衛門家長（織田家臣）長女
2代 家定	菅沼織部正定（尾張長島2万石）女
3代 定仍	池田内蔵助重政（播磨新宮1万石）女
4代 定長	井上筑後守正清（下総高岡1万石）長女
5代 定重	地田帯刀長清（旗本7000石）女
6代 定堅	小浜孫三郎（旗本6000石）女
7代 定孝	定孝長女サド
8代 定恒	酒井豊前忠順（出羽鶴岡14万石）二女
9代 定儀	板倉甲斐守勝俊（福島3万石）女
10代 保之	
11代 定益	

表2 坪内氏宗家出身女性の嫁ぎ先一覽

続柄	実名	嫁ぎ先
勝定二女		片岡権左衛門（濃州浪人、坪内と改姓） 武山善兵衛
三女		浅井太郎兵衛直元（浪人カ）
利定長女		前野三大夫（前野但馬守長康内、10000石） 加藤継殿助（松平宮内大輔内、10000石）
家定長女		中根平右衛門（桑名藩士、25000石） 松倉十左衛門（旗本、10000石）
二女		立木三郎兵衛（濃州浪人）
四女		荒川次郎九郎（尾張藩士15000石）
五女		坪内太郎兵衛定定（三井村住居6000石） 高木善十郎（旗本15000石）
六女		青山善兵衛（旗本）
定仍長女		坪内源太郎定守（前野紀六、阿波に移住） 近藤彦九郎用慶（旗本5000石）
五女		志村覚左衛門資信（旗本5000石）
三女		定信（養子、盛岡20万石南部大膳大夫五男） 安藤頼母次茂（旗本2000石）
定重長女		大久保数馬忠英（旗本19000石）
二女		坪内嘉兵衛定談（前渡村住居6000石）
定堅長女		安藤九一郎次宣（旗本20000石）
二女		石谷十蔵澄清（旗本25000石）
三女		定恒（養子、下野壬生3万石居伊賀守忠孝（男） 大島織之助（旗本2000石）、のち継縁
四女		坪内徳三郎定香（旗本10000石、具取坪内家）
定孝長女		
定恒二女		

表3-a 前渡坪内家（嘉兵衛家）当主正妻出自一覽

当主名	正妻出自
初代 正定	前野但馬守長康（但馬出石城主）女
2代 定安	平岡石見守（頼勝カ、美濃可児郡徳野1万石）女
3代 定勝	横井伊織（尾張藩士、10000石以上）女
4代 定道	高木新兵衛（旗本交代寄合23000石）女
5代 定重	高木次郎兵衛（旗本交代寄合10000石）女
6代 定行	下條庄右衛門（尾張藩士）女、のち継縁
7代 定談	坪内伊豆守定堅（宗家）二女美濃
8代 定效	本島直兵衛（旗本5000石）姉
9代 定就	安地新太郎（加納藩家老5000石）妹モヨ
10代 定昌	坪内求馬之助定静（宗家定儀長男）長女
11代 昌壽	高木内蔵貞教（旗本交代寄合10000石）

表3-b 平島坪内家（佐左衛門家）当主正妻出自一覽

当主名	正妻出自
初代 正定	兼松源兵衛正家（尾張藩士26000石）長女
2代 定義	久野與五右衛門長雄（尾張藩士15000石）長女
3代 定英	坪内太郎兵衛定房（三井村住居、6000石）女
4代 定春	間宮権左衛門（大垣城主戸田氏客分）女
5代 定判	坪内判定（宗家）女、後妻平島村百姓の娘
6代 定基	高木求馬（旗本交代寄合）長女八千
7代 定定	定寛女國
8代 定寛	坪内左太馬定秀（三井村住居）四女鉄
9代 定興	定通頼女繁
10代 定通	
11代 高國	

表3-c 三井坪内家（太郎兵衛家）当主正妻出自一覽

当主名	正妻出自
初代 安定	立木古三郎兵衛（濃州浪人）女（年代的に無理あるか）
2代 安廣	坪内定仍（宗家）女
3代 廣定	立木三郎兵衛能次（濃州浪人）女
4代 定房	野々垣源兵衛久政（尾張藩門城寺役所勤務）女
5代 定清	千秋□守（尾張熱田大宮司）女
6代 高定	長野数馬祐久（尾張藩士15000石）女
7代 定民	（16歳にて病死）
8代 定経	中島興五郎勝央（旗本交代寄合6077石）女代野
9代 定秀	中島勝明（旗本交代寄合6077石）女カズ
10代 定高	後妻・安部石見（尾張藩士4000石）妹
11代 定並	中村外記（彦根藩士）妹リカ、のち代野
12代 定職	山村善七郎（木曾福島住居、木曾衆）女米
13代 定致	



旗本坪内氏にみる近世武家の家と女性

表4-a 前渡坪内家出身女性嫁ぎ先一覧

続柄	実名	嫁ぎ先
続柄	實名	嫁ぎ先
儀定長女		藤村四郎兵衛可雄(尾張藩士)
定姫二女		野々山内匠(加納藩松平氏家老)
三女		加藤伴左衛門(尾張藩士)
定該長女	壽賀	遊佐卜庵(公儀御番医)
定該長女		高嶋直五郎俊富(旗本)
二女	ミヲ(木)	山中鉄八郎広輝(尾張藩士)
定該長女	誠	矢野惣七(尾張藩士)
二女	藤衛	野々山四郎左衛門(信州松本藩松平氏家老)
昌盛長女	金(喜賀)	安信元亨(三河吉田藩松平氏家老700石)
二女	峰	□□(戸田カ)五郎左衛門(大垣藩士)、のち離縁
三女	鐘(ケイ)	中柴敬之丞(信州松本藩士)
		野々山鐵太郎(信州松本藩家老同姓四郎左衛門長男)

表4-b 平島坪内家出身女性嫁ぎ先一覧

続柄	実名	嫁ぎ先
続柄	實名	嫁ぎ先
正定長女		下野藤兵衛
定義長女		沢興三左衛門
二女		浄徳寺
判定長女		青木庄右衛門
二女		定基(養子、4代当主定春実子)
定覚二女	鷹(土佐)	戸田四郎兵衛(間宮氏、大垣藩士)
三女	國(夫)	戸田儀右衛門義書(大垣藩士950石)、のち離縁
定興長女	國	中根半人忠容(三河岡崎藩士700石)
三女	國	定候(養子、尾張藩士兼松源兵衛正弟)
定通長女	繁	左近(養子、木曾兼千村平右衛門二男)、のち離縁
高國長女	延	定通(養子、尾張藩士1500石横井孫右衛門時憲三男)
		定國(養子、宗家定儀長男定静の三男、のち高國)
		稲葉右膳正立(尾張藩士300石)

表4-c 三井坪内家出身女性嫁ぎ先一覧

続柄	実名	嫁ぎ先
続柄	實名	嫁ぎ先
安廣三女	幸(久)	尾上五郎左衛門(加納藩士)
定秀長女	幸(久)	藤堂数馬(伊勢津藩藤堂氏家老)、のち離縁
二女	興曾	小出弥左衛門公純(郡上藩青山氏家老)
三女	定	田中厚之丞(伊勢久居藩士)
四女	鉄	(一)生不嫁
五女	斧	坪内定興(平島村住居)
定職長女	千	(二)生不嫁
		小出親負(郡上藩士小出弥左衛門子)

影印史料

(本國富樫庶流坪内家一統系図並由緒)











一平塚城ハレニ虎ニテ組ニ是種ノ原サト手ニテ曲貳尺餘ニシテ見セシル計五ノ秋前、如出リ置候

一玉井ノ邊ヲ折マコシ又口ノ邊横ニ討マカレ至ハコニ在ルカ不智又破ヲ折マカレ崩リ存命スル由、

而ノ瓦ヲ積リ前ニ土ヲ直キ原キ是程ニテ三方燧アキ候ヨリ降参トテ明日渡入由申ニ付差置候其

夜高降敵ニ非海道ノ邊ヲ出シ候ニ付出テ討コトシ生捕千人計逃行

一平塚ノ堀ノ中ニ捨有ル由

一銀ノ堀ノ中ニ捨有ル由

一平塚ノ堀ノ中ニ捨有ル由

一平塚ノ堀ノ中ニ捨有ル由

一平塚ノ堀ノ中ニ捨有ル由

一平塚ノ堀ノ中ニ捨有ル由

一平塚ノ堀ノ中ニ捨有ル由

一平塚ノ堀ノ中ニ捨有ル由

一平塚ノ堀ノ中ニ捨有ル由

一平塚ノ堀ノ中ニ捨有ル由

一平塚ノ堀ノ中ニ捨有ル由

山後針先登第ニ六聯隊第七聯隊第十八聯隊第九中隊内

第十九聯隊砲兵第ニ三聯隊騎兵第ニ三大隊又兵第ニ中隊ニ

月廿七日唐王山後戰平第十八聯隊中隊針居ル大富

此ニ戰平三月四日牛莊大戰平第一軍先登此時居ル三

月九日田庄臺攻撃第一軍第二軍ヲ以テ隊ハ聯隊居

一聯隊二箇ヲ以テ隊團 隊團ニツクテ師團ト云 第

一軍者第三師團 第四師團ヲ以テ編成シテ

師團ヲ以テ編成シテ

一頃安島内針居初律 平塚 鴨綠江 海城カイ

唐王山後トイ 大風化、牛莊 田庄臺 都令十度

内針三郎戰幸也牛莊ノ戰平、敵ハ大軍討死小窓々々

由、如大勝利、由嘯シナリ

一風呂ハ瓶ニ水ヲ入レタク由前ニ釜ヲ置居、置キキ

テ湯ヲワカシ瓶ニ入ル又瓶ニタリ由瓶ノ底ニ何モ不入

シ其終入ル由也

一ホシイ燈明持二日分持

一月給戰事申分増、由

一金拾圓宛貳度送り候由輕割邊稿 又月給申分宛御下

被下ヲ少額置候由也殊々

一大連灣ヲ五月廿一日、漢松ニテ出發歸リニ於十五百

人程乘リ候由廿五日、漢松ニテ出發廿七日午前

四時豊橋へ着

一熟草春年切ニテ下ハ願時ニ宜敷都令宣敷由也

以上坪内針三郎ヨリ咄シニ而承知致ス也

一針三郎妻安女、咄シニ右同人シテ、明ク三列豐

橋へ着、処一周間、如又ヤ村、計リ、大寺居テ隊へ歸ル

モシコトテ病ハ無之哉、懸念ノ由也

一明治廿八年七月朔一日辰下神田町漱野町下  
 遺囑金押屋二階ニ於テ兄定年小鉢三郎夫婦父富國夫婦  
 共寄各父母治計ノ為ニ相報テ夕テ割リ申又三ノ割ニ成  
 心定年五十四歳ハ六銭十リ不勝手ニテ七拾銀出シ三  
 拾銀八銭三部ヨリ出金ニテ金吾同ト成ル銀三部壹圓五  
 十錢出金ニ而内此銀定年方ハ一錢ヲ借問御機嫌ト成  
 ハ又江列鏡次郎方ハ定年ヨリ父通ニテ申遣大苦ノ如家  
 内致ニ而暴ノ毒故富國ヨリ申遣定年ヨリ頼ニニ証テ  
 也金吾圓之出金也且此日朝平島村へ行ノ其夜十時  
 以早へ歸リ翌々日四日午後七時時選環名古屋へ向テ既  
 一明治廿七年十月二十七日朝日新聞

●鴨綠江戰報  
 廿六日午前八時特派員鈴木巖廣島至急發  
 昨日五日前六時四十分より虎山附近の敵ヲ攻撃シ  
 時に至リ我軍勝利を得たり敵の兵數ハ三千五百にして  
 全く潰散せりと云々

其二  
 廿六日午前十時特派員鈴木巖廣島至急發  
 豫定の如く今拂曉より鴨綠江を渡りて午前六時三十分  
 開戦同十時三十分に至り遂に虎山附近の敵を撃退し尚  
 進んで鴨河右岸の高地を占領す虎山附近の敵ハ排虜士  
 官の言に依れば十八營ありと我死傷七十餘名敵の死傷  
 ハ未詳なり二百餘名に下らざまし

又明拂曉より旭連城に向ひ攻撃せんとす旭連城守備兵  
 ハ旋順の宋慶自ら敵軍の全部を率おたりと云ふ  
 廿四日水口鎮附近より鴨綠江を渡河せし佐藤枝隊ハ梨

子園附近に出で虎山附近の戦に參與したり  
 十月廿五日午後六時三十分  
 鴨綠江右岸虎山附近に於て

●同公報  
 廿六日午後三十分特派員鈴木巖廣島至急發  
 第一軍虎山附近の敵兵を駆逐せしこハ先刻電報せし  
 が右に付大營ハ第百四十七號を以て左の如く之を掲  
 示せり

第一軍ハ昨廿五日午前六時三十分より鴨綠江を渡り虎  
 山附近の敵を攻撃して之を破り鴨河右岸の高地を占領  
 せり確實士官の言に據れば敵虎山附近にあり兵たるも  
 の十八營ありと云ふ我死傷七十名敵の死傷ハ未詳なり  
 二百名に下らざまし

我軍ハ廿六日拂曉より旭連城を攻撃せんとす  
 廿四日水口鎮より進みし佐藤枝隊ハ進みて虎山附近の  
 戦に參與せり宋慶ハ敵軍全部を率めて旭連城に據れ

朝日新聞 外  
 ●虎山附近の攻撃  
 廿六日午前八時五十分特派員鈴木巖廣島至急發  
 昨日五日前六時四十分より虎山附近の敵を攻撃し十  
 時に至り我軍勝利ヲ得たり敵の兵數ハ三千五百にして  
 全く潰散せりと云々の報あり

●我兵鴨河右岸を占領し旭連城を攻撃す  
 廿六日午前十時特派員鈴木巖廣島至急發  
 豫定の如く今拂曉より鴨綠江を渡りて午前六時三十分  
 開戦同十時三十分に至り遂に虎山附近の敵を撃退し尚



進んで鰲河右岸の、を占領す虎山附近の敵ハ捕虜七百餘名に下らざるべし

又明拂曉より九連城に向ひ攻撃す之を九連城守備兵ハ獲虜の宋慶自ら敵軍の全部を率ゐたりと云ふ

今世四日水口鎮附近より鴨綠江を渡河せし佐藤大隊ハ梨子園附近に出で虎山附近の敵に參與せり

十月廿四日午後六時三十分

鴨綠江右岸虎山附近に於て

岷阜縣御役所ニ而坪内定年寫入左ノ通り

十月廿四日我軍前進盛京省ニ於ケル獸嶺ノ捷報嶺縣ヨリ來電左ノ如し

佐藤大佐率ル七枝隊ハ昨日午前ヨリ水口鎮ノ上流ニ於テ鴨綠江ヲ涉リ對岸ニアリシ敵ノ歩兵概八百名騎

共五百六十六騎砲二門ヲ有スル堡ヲ攻撃す午後一時三十分ヲ略取シ向龍河ノ左岸梨子園附近ニ向テ前進

敵ハ騎字軍ニテ死者二十名野砲二門小銃十數挺ヲ奪ヒ我軍獲虜

●上海電報

昨日上海發にて武昌に達スル電報左の如し

▲鳳凰城陷落 鳳凰城略取せし清兵ハ學天報に向テ逃竄せり

▲金州嶺噴攻撃 日本軍金州に迫り今攻撃中なり大連灣深灣疎頃口何れも危急に陥れり

▲清兵赴援 漢口より十五營の兵北京に向て出發せり

明治廿七年十一月二日

●李鴻章仲裁を望む

一日二時十分特派員鈴木慶廣島發

李鴻章ハ今日までの結果に依りて到底我に敵す可らざるを覺り己に仲裁の申込を爲すに決し今日ハ唯其機會の來るを待房らと云ふ

明治廿七年十月卅一日

●安東縣の分捕

三十日午前七時特派員鈴木慶廣島發

安東縣に於て大砲二十門程小銃之彈藥の多數及び水二千石程を分捕りたり

明治廿七年十一月三日

●仲裁拒絶の説

清國ハ左の條件を以て仲裁を基國に依頼し基國直に之を諾して我政府に申込みたりも我政府ハ斷然之を拒絶

テ之の説あり但し是ハ九連城陷落前のもありと云ふ朝鮮の故草ハ一に日本の意に任するハ勿論後來清國ハ同國を以て純然たる獨立國之認め從來の干渉を廢止すべし

(三)今度の清韓事件に關し日本の貴やしたる軍費其他ハ一切清國より償却すべし

明治廿七年十一月一日

。戰事速勝を説テその意を以て出陣の首途にハ。ち慶を用ひしこ。ふ者古例に同みな今度支那との

かちど

飯田町三丁目和田屋入賣出したり新標向の菓子ハ日の







天佑ヲ懐念シ爾時一系ノ皇統ニ際メル日本帝國  
 皇帝ハ忠實皇族ナルヲ注有衆ニ示ス  
 朕茲ニ清國ニ對シ戰ヲ宣ハ朕カ百僚有司ハ宜ク朕ノ急ヲ體  
 シ推上ニ溢而シ清國ニ對シニ大戦ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目  
 的ヲ達スルニ努カスヘシ苟モ國際法ニ悞テハ限リ各々權  
 能ニ應ジテ一切ノ事朕ヲ盡クシ於テ必ス遺漏ナカラズ事ヲ  
 朝セヨ  
 惟テニ朕ノ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ  
 求メ事ヲ外國ニ播ケルニ極メテ不可ナルヲ信ヒ有司ノ事ヲ  
 當ニ定規ニ置キ萬一六中ニ警カセシテ寧ク三列國ノ交際ハ年  
 久遠ニテ親密ニシテ何ソ料ニテ清國ノ朝鮮事件ニ於テ代價  
 ニ對シテ善ク鄰友ニ受テ待テテ夫ハルノ警ニ出シムルハ  
 朝鮮ハ帝國ノ其始ニ承認シテ列國ノ信任ニ配シテメクハ獨  
 立ノ一國ナリ而シテ清國ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ  
 陰ニ陽ニ其内政ニ干渉シ其ノ内亂ヲ以テ於テ七中ノ善善ノ極  
 難ニ難キ事ヲ朝鮮ニ出シテ更ニ朝鮮ヲ以テ禍亂ヲ永遠ニ免シ  
 免ラ出シシ變ニ備ヘシ更ニ朝鮮ヲ以テ禍亂ヲ永遠ニ免シ  
 治安ヲ將來ニ保シテ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セヨ朕  
 先ツ清國ニ告ケルニ協同事ニ從ハシコトヲ以テシタルニ  
 清國ハ朝鮮ノ種々ノ事情ヲ欲テ之ヲ拒ミタリ帝國ハ是ニ於テ  
 朝鮮ニ勸ムルニ其ノ執政政策ニ内ハ治安ノ基ヲ堅クシテ外  
 ハ獨立國ノ權義ヲ全ヘシムルニ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ  
 之ヲ肯諾シタルモ清國ハ終始猶ヒ居テ百々其目的ヲ妨碍シ  
 刺サヘ碎ク左右ニ托シ時機ヲ縱ニシ以テ其不睦ノ兵備ヲ整  
 一且成ルヲ皆クシルヤ直ニ其力ヲ以テ其欲望ヲ達セムトシ

訓諭

全而奉

青一重  
色線

更ニ大兵ヲ調士ニ派シ我艦ヲ韓海ニ要敷シ殆ト亡試ク極メ  
 タリ則チ清國ノ討國ナル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ敏ナル  
 所ヲ示サシメ帝國ヲ率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシ  
 メタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スルノ條約ト共ニ之ヲ蒙ルニ  
 必ク警惕シテ之ニ存スルニ存スルニ存スルニ存スルニ存スルニ  
 二就テ深ク其謀計ヲ存スル所ヲ端ルニ實ニ始メヨリ平和ヲ  
 撤去トシテ其非望ヲ遠シトスルモト謂ハサルヘケラス  
 事既ニ茲ニ至ル朕示和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外  
 ニ宣揚スルニ專クナリト雖亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ得カラス  
 リ汝有衆ノ忠實皇族ニ依頼シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ  
 帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス  
 御名  
 明治廿七年八月一日  
 勅諭  
 朕本意ヲ進ムル初ニ當リ我軍薩大ニ平壤ニ勝リノ報ニ接シ  
 深ク忠慮皇武ナル將校下士卒ノ勤勞ヲ察シ速ニ特異ノ褒賞  
 ヲ奏セシラ嘉トス  
 御名  
 明治廿七年九月  
 令諭  
 年壤ノ大勝利ヲ直ニ皇后陛下ニ言上セシ處煩ハ茂カ軍將  
 校以下ノ忠勇ナルヲ深ク御感賞ノ旨御沙汰ヲセテシタリ  
 明治廿七年九月  
 勅諭  
 汝等ノ忠勇ナル善ク百難ヲ推シテ進ミ朕ヲ朝鮮國境外ニ整  
 返シ送ニ歐國ニ入リ兵衛ノ地ヲ占領ス

全而奉

青一重  
色線

朕深之嘉尚天時方二返塞三向ヲ汝等夫レ各自愛シテ將  
來ノ成功ヲ期セヨ  
御名  
明治廿七年十月

我第一軍ハ每戦効ヲ奏シ終ニ敵國ニ侵入シ要地ヲ所ラ占  
領セシ趣キ 皇后陛下威聞召深ク御感賞ヲナセシ祭ニ  
寒氣二向ニ飄散ノ程御察ニ親遊御將校下士各各自愛シテ  
ノ成功ヲ御希望ヲナセシタリ  
御名  
明治廿七年十一月廿七日

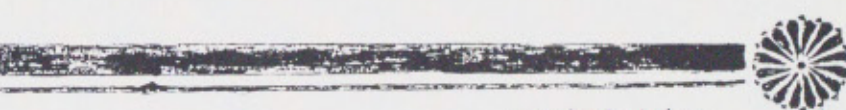
其第一軍海城ヲ占領セシ以來能ク逆塞ニ耐ヘ敵々敵ノ來襲撃  
退シ今又進ツテ鞍山站牛莊地方ニ營寨ニ進ニ第三軍ノ一部  
ト共ニ營口地方ニ盛京官軍要ノ地点ヲ略取テ殊ニ牛莊ニ  
於テハ劍刺ナル市街戰ヲ以テ大ニ敵ノ兵ヲ挫折セリ  
朕深ク之ニ嘉賞ス  
御名  
明治廿八年一月一日

今ハ朕清國ト和ヲ講シ既ニ休戰ヲ約シテ戈ヲ戢ムル將ニ近  
キニ在ラントス清國邊境ヲ備エルノ誠ニ三明ニミテ空同全  
權經理大臣ノ按定セリ條件充ク朕カ旨ニ副ク治平光復併テ  
之ヲ獲ル亦文武臣僚ノ互ニ相待テ全功ヲ收メタルニ外ナラ  
ズ經天大業ノ成今ヤ方ニ其ノ基ヲ奠テ朕ニ祖宗ニ對スル  
ノ天職ハ斯ニ其重ヲ加フ朕ハ更ニ朕ノ志ヲ沐浴有衆ニ告ガテ以  
テ將來ノ譽ヲ所ク明ニセサルヘカラス

青島

全前

全前



三印

明治廿八年三月  
命 詞  
我軍牛莊ヲ占領シタレ後 皇太后陛下學ヒサレ願ヒ御滿悅  
將校下士卒ノ忠勇ナルヲ御感賞ノ旨御詔ヲ下シテニシタリ  
明治廿八年三月

朕惟テニ國運進張ハ治平ニ由リテ朕ハヘシ治平ヲ保治シ  
テ克ク終始ヲミシムルハ朕ノ祖宗ヲ承クルノ天職ニシテ亦  
即位以來ノ志業トシテ不幸ニ蒙リテ國運進張ノ志業ヲ戢ハシム  
得クシテ之トナラズテ久シテ餘月ノ八シキ結ヒテ解クル能ハ  
ス而シテ在任、良僧ハ清海國邊境ヲ義會而臨ト共ニ誠能ク朕  
カ旨ヲ體シテ朕ノ事ヲ弊ノ内ニ在テハ余意無クシテ費用ヲ給  
シ膏供ヲ盡シテ之ヲ防備ニ務メ外ニ在テハ御風俗兩部軍情事ニ  
暴露シ百戰ヲ冒シ泥泥ヲ頼ミテ不相顧ノ指ニ所風靡セザルナ  
シ出從ノ時ハ仁愛精神ヲ發揚シ外交ノ政ハ極敏快勤  
能事ヲ盡シ以テ能ク帝威ノ威武ト光榮トシ中外ニ官場シテ  
是レ朕ノ祖宗ノ威靈三類ハ雖モ百億臣民、忠實賢武精  
誠天日ヲ尊クニ非サレヨリハ安ク能ク此ニ至ラシヤ朕ハ深  
ク汝等敬ニ忠勇精誠ニ倚信シ汝等有衆ノ智勇ニ頼リ治平ノ回  
復ヲ圖リ國運進張ノ志業ヲ成サシムルニ切ナリ

朕惟テニ國運進張ハ治平ニ由リテ朕ハヘシ治平ヲ保治シ  
テ克ク終始ヲミシムルハ朕ノ祖宗ヲ承クルノ天職ニシテ亦  
即位以來ノ志業トシテ不幸ニ蒙リテ國運進張ノ志業ヲ戢ハシム  
得クシテ之トナラズテ久シテ餘月ノ八シキ結ヒテ解クル能ハ  
ス而シテ在任、良僧ハ清海國邊境ヲ義會而臨ト共ニ誠能ク朕  
カ旨ヲ體シテ朕ノ事ヲ弊ノ内ニ在テハ余意無クシテ費用ヲ給  
シ膏供ヲ盡シテ之ヲ防備ニ務メ外ニ在テハ御風俗兩部軍情事ニ  
暴露シ百戰ヲ冒シ泥泥ヲ頼ミテ不相顧ノ指ニ所風靡セザルナ  
シ出從ノ時ハ仁愛精神ヲ發揚シ外交ノ政ハ極敏快勤  
能事ヲ盡シ以テ能ク帝威ノ威武ト光榮トシ中外ニ官場シテ  
是レ朕ノ祖宗ノ威靈三類ハ雖モ百億臣民、忠實賢武精  
誠天日ヲ尊クニ非サレヨリハ安ク能ク此ニ至ラシヤ朕ハ深  
ク汝等敬ニ忠勇精誠ニ倚信シ汝等有衆ノ智勇ニ頼リ治平ノ回  
復ヲ圖リ國運進張ノ志業ヲ成サシムルニ切ナリ

朕嘗于大清國皇帝ノ請ニ依リ全權辦理大臣ヲ命シ其間派  
 此所ノ使臣ト會商シ兩國媾和ノ條約ヲ締結セシメタリ  
 然ルニ臺灣亞細亞帝國及ニ法蘭西共和國ノ政府ハ日本帝  
 國ヲ遼東半島ノ地ニ永久ノ所領トスルヲ以テ東洋永遠ノ  
 平和ニ利ヲナスト爲シ交々朕々政府ニ懇懇タルニ其地城ノ  
 保有ヲ永久ニスルヲ以テコトヲ以テシタリ

明治廿八年四月廿一日  
 諭  
 勅

御名

ザハハニテ夫若夫終ニ和シキ皇ノ殿リ渡ニ世ニ傳リ信ヲ  
 統三失ラカ如キハ朕ニ勝レテ取リテ所ナク有テ清國ニ至  
 テハ媾和條約加進交商ハ本々其交々之運ニ以テ善惡ノ詮會  
 々致學ナルヲ期スルニ法有衆其ト善ク朕々意ヲ體セヨ



全圖卷

青正色紙

朕固ヨリ今回ノ戰捷ニ因リ帝國ノ光輝ヲ闡發シタルヲ喜ブ  
 ト共ニ大日本帝國ノ前線ハ朕々即位以來ノ志業ト均ク擔ホ  
 甚々悠遠ナルヲ知ル朕ハ法有衆ト共ニ努メ馳逐シ戒メ謙抑  
 ヲ旨ニシ益々武備ヲ修メテ武ヲ濶クコトナク益々大秋ヲ振  
 テ大ニ泥ムコトナク上下一致各々其事ヲ勉メ其業ヲ勤メ永  
 遠富強ノ基礎ヲ成ナシコトヲ望ム戰機軍情ノ針密財賦ノ整  
 理ハ朕有司ニ信任シテ身ヲ督爲メ責ニ當ラシムヘシト雖モ  
 積業繼壽以テ國本ヲ培フハ主トシテ億兆忠良ノ臣忠ニ賴ラ

全圖卷

青正色紙

四 印 勅諭

明治廿八年五月十日

諭  
勅

朕々親征スルニ當リ陸海軍人ニ告ク  
 朕兵馬ノ大權ヲ統メ明治十五年陸海軍人ノ制軍立ニ於テ汝  
 等三軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ志節ヲ擡儀武勇ヲ倍養賢義  
 貫クニ一誠ヲ以テスヘキコトヲ告ガタリ朕々汝等ニ訓諭ス  
 ルノ殷切ナリシモノ洵ニ汝等ヲ以テ朕々股肱ト頼メハナリ  
 爾來治平十有餘年各處清國ニ遊學ノ間ニ汝等ハ朕々一號令  
 ノ下ニ起テ陸軍ニ耐ヘ部隊ヲ督メ内ニ警備整備ヲ以テ外ハ  
 進取出戰ニ務メ陸ニ強ニ張古未々有ラサルノ偉勳ヲ奏シ能

ハニ至リシモノ洵ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシム  
 ムトスルノ目的ニ外ナラズ而シテ三國政府ノ交誼ヲ以テ切  
 懇スル所其意亦茲ニ存ス朕等平和ノ爲ニ計ニ察ヨリ之ヲ察ル  
 ハニ各ナラシセリノミナシテ更ニ垂憐シ溢ク時勢ヲ觀シ治平  
 ノ回復ヲ遲滞セシメ以テ民生ノ疾苦ヲ體シ國運ノ伸張ヲ沮  
 ムハ真ニ朕々意ニ非ズ且清國ハ媾和條約ノ訂結ニ依リ既ニ  
 渝盟ヲ悔ムルヲ誠ニ致シ我々交戦ノ理由及目的ヲシテ天下ニ  
 炳焉トシム今ニ於テ大局ニ顧ミ當法以テ事ヲ處スルモ帝  
 國ノ光榮ト感服トニ於テ朕々指スル所ナルヲ見ズ朕乃チ友邦  
 ノ忠告ヲ容レ朕々政府ニ命シテ三國政府ニ照覆スルニ其意  
 ラ以テサシメ又リ甚シ夫レ半島埋地ノ還附ニ關スル一切ノ  
 措置ハ朕々特ニ政府ヨリテ清國政府ト商定スル所ヲラシム  
 トス今又媾和條約既ニ批准交換終了シ兩國ノ和親舊儀復シ  
 局外ノ列國亦斯ニ交誼ヲ厚ク加テ百管臣庶其レ能ク朕々意  
 ヲ體シ深ク時勢ノ大局ニ視極メ慎ミ漸ク武ヲ弛緩ノ大計ヲ  
 謀ルコトナクキテ期セヨ

御名





# 隊中九第隊聯八十第歩兵少

五印

于並岷山南方ノ高地ヲ占領ス此時前夜風紀衛  
 兵タリシ池田小隊モ追及シ田中小隊ノ伍副ニ  
 増カセリ茲ニ於テ斥候ヲ故テテ地形ヲ偵察シ  
 各小隊並列シテ突進ヲ遂ゲ占領セリ然ルニ  
 敵ハ堅固ナル塹壕ニ據リ益銃數ヲ増加シ死守  
 防戰ス茲ニ於テ其子殿ノ松樹ヲ伐リ手放及ビ  
 腹巻ヲ等以テ結束シテ格橋ヲ造リ城壁鑿入  
 準備ヲナス然ルニ板障長ハ時機未々早シ待奇  
 セヨト而シテ優等射手ヲ集メ敵ノ銃眼ヲ狙撃  
 セシメラル此距離五六十米突ナリ午後二至リ  
 敵ハ我激烈ナル攻撃ニ辟易シ四時三十分頃敵  
 ノ射擊頓ニ止ミ城中ニ白旗ヲ樹テ軍使ヲ送テ  
 暫時ノ休戰ヲ請フ是ニ於テ  
 天皇陛下萬歲ヲ三唱セリ是ヨリ先キ悪雲天ニ  
 漲リ驟雨大ニ來リ肌膚ヲ浸ス  
 當大隊ハ六時五十分頃ヨリ逐次第一路奪並岷  
 堡壘ニ入り露營ニ第十一中隊ハ前哨タリ當中  
 隊ハ燧火ヲ焚キ濃夜ヲ乾燥シツハテハ際依然  
 前哨線ニ警戒ヲ期シヤ咄咄中隊ヲ集合ス此時  
 命ヲリ支那街道ヲ南進スルニ際ニ恰モ前哨線  
 ハ連地ニ據レリ即チ其林小隊ハ道路上ニ當中  
 隊ハ其左右翼ニ配布ス間モナク敵騎二三十數  
 來セシテ擊ヲ斃セリ然ルニ敵ハ血路ヲ開カシ  
 爲メ歩騎兵連合シ嗚呼ヲ奏シ突敵ノ勢ヲ以テ  
 棄テ襲來セシモ我兵沉着シテ遂ニ之ヲ擊殺ス  
 入馬其充死累々タリ  
 中隊ハ哨線江右岸ノ敵情河線ノ偵察及船舶收

五印

同月廿五日軍ハ義州ヨリ九連城附近ノ敵ヲ攻  
 撃セシ隊技隊ハ其右側ヲ掩護シ虎山ノ敵ニ對  
 スル攻撃ヲ容易ナシメタリ  
 廿八年一月十一日中隊ハ蟠洞峪ノ敵情偵察ノ  
 任ヲ帯ヒ拂曉柵木城ヲ發シ王家堡子ニ至リ池  
 田少尉ニ擲杖兵三十名ヲ屬シ盤峯ヲ占領スル  
 敵ノ兵力及陣地ヲ詳ニ偵知シ同夜飯着セリ  
 同月十七日敵兵海城ニ攻撃シ來ルニ當リ同地  
 西方徐家園子ヨリ二台子ノ敵ヲ逆撃シ之ヲ追

集ノ任ヲ帯ヒ十月十四日本口鎮ニ至リ對敵シ  
 ツノ任務ニ從事シ渡船場築林ノ爲メ分隊長以  
 下二十名ヲ殘シテ騎兵將校ニ屬シ中隊ハ同月  
 十九日同所ヲ發シ同二十日所事館ニ至リ大隊  
 ニ合セリ十月廿四日技隊鴨綠江右岸ノ敵ヲ攻  
 撃スルニ當テハ本口鎮上流杜毛里ヨリ軍歌ヲ  
 唱シテ鴨綠江ヲ徒涉シ敵據子及安年河口附近  
 ノ敵兵ヲ攻撃シ容易ニ之ヲ斃擄セリ  
 池田特務曹長ハ技隊命令ニ依リ自己ノ小隊ト  
 各中隊ノ三等連署平餘人ノ小隊ヲ指揮シテ技  
 隊ノ右側ヲ警戒シ砲兵護衛ヲ兼テ技隊ノ渡河  
 ヲ掩護シ續テ同月廿七日ニ至ル間此方面ノ警  
 戒ニ任シ及前岸敵陣ノ戰利品收集ニ從事セリ



撃ハ龍泉道小菅屯ノ北端ニ至リ敵兵退ク走  
ヲ跡影ヲ留メテ依テ集合ノ上海城ニ引揚アリ  
同月廿二日敵兵傳ヒ海城ニ龍泉ヲ大隊ハ聯  
隊長ノ指揮下ニ在テ徐家園子西方高地ノ後ニ  
潜伏シ敵兵ノ最長距離ニ近クテ待テ聯隊長ノ  
大喝一撃前へノ号令ニテ不意ニ躍出テ逆襲ス  
轉スルヤ敵兵狼狽死傷ヲ蒙テ、清走セリ依テ  
追撃シテ小菅屯ヲ占領セリ  
二月五日當聯隊長騎兵一小隊砲兵一中隊ハ別働  
技隊トナリ即日海城ヲ獲シ蓋家屯ニ至リ大富  
屯及高利方向ノ敵情ヲ偵察シ七日大石橋ニ至  
リ高口方向ヲ警戒セリ  
拵木城ニ敵襲ノ報アリ中隊ハ赴援スヘキ命ヲ  
受テ六日午前九時大石橋ヲ發シ雪ヲ踏テ急降  
煙台ニ達入時ニ技隊長ヨリ命令到達セリ拵木  
城ニ龍泉ヲシ敵ハ該地ノ守備隊數遠クシテ以  
テ引返スヘシト依テ日没后大石橋ニ歸者セシ  
同月十九日諸兵連合ノ敵兵蓋家屯及東西柳公  
屯附近ニ集合スルノ報アリ依テ技隊ハ二十日  
大石橋ヲ發シ翌廿一日連合ノ敵兵唐王山ノ枝  
前哨線ニ龍泉ヲ聯隊ハ急ニ其右側背ヲ衝キ奪  
テ永壽堡ヲ占領シ退却スル敵ニ對シ其村端ヨ  
リ逆襲射撃ヲ施セリ  
同月廿七日早朝ヨリ連合ノ敵兵坡藏八里河子  
ニ龍泉ヲ中隊ハ唐王后ノ村端ニ防禦陣地ノ配  
備ヲナシ敵ハ唐王山頂ヨリ狙撃スル砲彈ヲ  
懼シ近接スル能ハズシテ退却セリ

香池

六印

二月廿八日師團ハ沙河沿方面ノ敵ニ對シテ突  
出テ聯隊ハ豫備トナリ此際田中小隊ハ偵察ニ  
續テ攻撃ニ轉シ大隊ト共ニ大富屯ノ敵ヲ撃  
退シ之ヲ占領セリ  
三月四日牛莊城攻撃ノ際中隊ハ師團ノ前衛突  
兵トナリ那家窩ヲ占領ス田中中隊ハ聯隊長  
ノ命ニ依リ敵陣ノ偵察偵獲ノ巨砲測量及砲兵  
護衛ニ任シ部下ノ小隊ヲ率ヒテ正面ノ敵ニ當  
レリ後中隊ハ牛莊北端ノ敵ニ對シテ攻撃ヲ試  
ムヘキ命ヲ受テ前進シ數回シテ田中小隊ノ占  
領セル地点ニ達シ停止スルモ彼我射撃ヲ爲サス  
前進シテ右翼岩本小隊ハ獨立家壘ノ敵ニ對シ  
七百米突左翼池田小隊ハ其東方神社附近ノ敵  
ニ對シテ千米突ニ至リ彼我射撃ヲ交極ニ熾進シ  
テ右翼岩本小隊ヲ連夜襲撃シ亦右翼岩本小隊  
統數ヲ増シ激射ヲ拒メ此際右翼ニ大隊ノ増加  
ヲ受テ牛莊川ヲ渡リ遂ニ劇烈ナル吶喊ヲナシ  
敵壘ニ突入シ左翼ハ正面陣地ノ敵ニ對シ第十  
中隊ト共ニ包圍運動ヲ以テ極烈ニ射撃ス大隊  
ノ突貫功ヲ奏シ敵兵潰走ス岩本小隊ハ大隊ト  
共ニ追撃シ池田小隊ハ第十中隊ノ吶喊ヲ擁護  
シテ追撃シテ市内ニ入ル正午ナリ敗兵ハ  
民家ノ塙壁ニ依リ銃眼ヲ穿テ或ハ窓牖ヲ利用  
シテ猛射シ武ハ屋蓋ニ登リテ瓦ヲ投シ又亂射  
擲撃スル等抗拒最モ努ム是ニ於テ彼我ノ死傷  
多シ然ルニ我兵益々勇奮多數ノ敵兵ヲ斃セリ  
田中小隊ハ其右正面ノ敵ヲ撃擄シ市街ニ入ル











十印

○補充員 九九

○十月二十日於所詳録

分讓 二等曹山本 由松

五月廿七日當

同 安間 政次

一等卒田造卯三郎

同 藤原若之助

同 佐藤清五郎

同 富安友吉

同 山田久造

同 小澤金藏

同 皇川伊吉

同 高橋卯吉

上等兵松永治作

一等卒橋本文次郎

三月四日牛莊攻撃

全於市御嶽々死

一月七日於安東縣死

同 田中善作

一月十五日於龍川死

同 近藤濱吉

十月廿三日所患

八月廿三日

同 齋藤益藏

十一月十九日安東縣

八月十九日

全 一等卒石井勝三郎

同 今村岩吉

全 二等曹稻菜中心三郎

全 一等卒小川平作

同 澁谷八百吉

○一月十日於栃木城

分讓 二等曹安部高太郎

上等兵高橋仁本

同 小林久吉

(左)

十印

十印

同 竹内清太郎

上等兵大石 康吉

一等卒須田 彦次郎

同 安藤 作次郎

同 杉浦 清平

同 金子 伍作

同 菊池 八十八

同 大竹 伊三郎

同 白井 庄平

同 森本 惣五郎

二等卒内田 金次郎

同 耳塚 久藏

一月廿二日於海城陣死

一等卒森 巴 三彌

○二月十六日於大石橋 一八

看護手金原 羅伊太郎

二等卒草々谷 市情

同 大庭 重五郎

同 田中 福松

同 田原 幸助

同 鈴木 仁平

同 鈴木 實作

同 小針 斐太郎

同 江川 多代吉

五月十二日 入院

十一月十七日 二重主道

二月廿八日 大當山 攻勢









戦角としか、舞臺雨の如く、此中、及び、其、実、は、難、多、  
而、此、其、正、に、少、少、之、友、上、戦、開、改、し、た、此、公、等、之、説、也、

一本紙不絶三枚  
一本紙不絶一枚

却、説、く、十、七、年、之、一、戦、角、中、に、是、陸、降、也、  
以、之、以、之、二、包、之、自、程、海、降、降、也、  
乘、り、了、か、將、清、不、降、降、也、  
其、時、御、備、定、成、し、た、此、中、以、之、此、事、  
年、艦、と、海、降、す、攻、め、捕、獲、す、了、月、の、少、し、有、三、年、  
西、軍、海、降、す、此、事、向、志、言、知、上、陸、軍、海、降、降、  
御、上、陸、り、三、之、降、す、以、威、海、衛、を、外、に、た、り、  
即、表、し、事、上、守、才、三、堂、の、一、部、威、海、衛、而、有、賞、  
其、傷、也、一、我、に、傷、四、名、あり、其、故、六、名、軍、  
也、事、三、年、時、に、以、五、名、之、御、軍、大、之、難、を、打、破、た、り、  
其、事、を、説、き、り、し、た、之、を、査、査、し、た、事、三、年、  
以、之、に、御、軍、に、以、之、御、軍、に、御、軍、に、御、軍、  
着、目、の、難、也、其、事、三、年、之、御、軍、に、御、軍、  
日、柳、本、陣、之、御、軍、守、備、也、其、事、三、年、之、御、軍、  
大、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
子、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
其、事、三、年、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
二、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、

二、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
其、事、三、年、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
子、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
大、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
日、柳、本、陣、之、御、軍、守、備、也、其、事、三、年、之、御、軍、  
着、目、の、難、也、其、事、三、年、之、御、軍、  
以、之、に、御、軍、に、以、之、御、軍、に、御、軍、  
其、事、を、説、き、り、し、た、之、を、査、査、し、た、事、三、年、  
也、事、三、年、時、に、以、五、名、之、御、軍、大、之、難、を、打、破、た、り、  
其、傷、也、一、我、に、傷、四、名、あり、其、故、六、名、軍、  
即、表、し、事、上、守、才、三、堂、の、一、部、威、海、衛、而、有、賞、  
御、上、陸、り、三、之、降、す、以、威、海、衛、を、外、に、た、り、  
西、軍、海、降、す、此、事、向、志、言、知、上、陸、軍、海、降、降、  
年、艦、と、海、降、す、攻、め、捕、獲、す、了、月、の、少、し、有、三、年、  
其、時、御、備、定、成、し、た、此、中、以、之、此、事、  
乘、り、了、か、將、清、不、降、降、也、  
以、之、以、之、二、包、之、自、程、海、降、降、也、  
却、説、く、十、七、年、之、一、戦、角、中、に、是、陸、降、也、

御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
其、事、三、年、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
子、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
大、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
日、柳、本、陣、之、御、軍、守、備、也、其、事、三、年、之、御、軍、  
着、目、の、難、也、其、事、三、年、之、御、軍、  
以、之、に、御、軍、に、以、之、御、軍、に、御、軍、  
其、事、を、説、き、り、し、た、之、を、査、査、し、た、事、三、年、  
也、事、三、年、時、に、以、五、名、之、御、軍、大、之、難、を、打、破、た、り、  
其、傷、也、一、我、に、傷、四、名、あり、其、故、六、名、軍、  
即、表、し、事、上、守、才、三、堂、の、一、部、威、海、衛、而、有、賞、  
御、上、陸、り、三、之、降、す、以、威、海、衛、を、外、に、た、り、  
西、軍、海、降、す、此、事、向、志、言、知、上、陸、軍、海、降、降、  
年、艦、と、海、降、す、攻、め、捕、獲、す、了、月、の、少、し、有、三、年、  
其、時、御、備、定、成、し、た、此、中、以、之、此、事、  
乘、り、了、か、將、清、不、降、降、也、  
以、之、以、之、二、包、之、自、程、海、降、降、也、  
却、説、く、十、七、年、之、一、戦、角、中、に、是、陸、降、也、

朱筆

朱筆

一 明治二十八年三月十日 清国坪内録三郎ヨリ出狀  
約 四月八日 近江國犬上郡久徳村字久徳坪内録次郎へ看狀

右ハ香紙立ニ判り而奥中比紙横ニ切り是ヲ横ニ發シ書  
入之端七寸四分八厘此ニ横端七寸五分五厘此  
餘ニ跡先ヲケ心書又上、此處分明ヲ書又末、此處、五  
分五厘明下モハイ、イニ書又紙數枚ヲ不絶又下、紙  
同様併シ紙同ハ末、此處寸五分明又上、此處七分明々  
餘筆ニテ書又袋、上書ハ墨ニテ書又又云初、紙、裏、  
此ニ姓名ト野名下リ鉛筆ニテ書又香簡依ニ貳枚入ルニ  
香袋水漬黄色厚キ和紙下、紙破リヲ在リ之端六寸四分  
横寸五分八厘

其、事、三、年、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
子、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
大、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、之、御、軍、  
日、柳、本、陣、之、御、軍、守、備、也、其、事、三、年、之、御、軍、  
着、目、の、難、也、其、事、三、年、之、御、軍、  
以、之、に、御、軍、に、以、之、御、軍、に、御、軍、  
其、事、を、説、き、り、し、た、之、を、査、査、し、た、事、三、年、  
也、事、三、年、時、に、以、五、名、之、御、軍、大、之、難、を、打、破、た、り、  
其、傷、也、一、我、に、傷、四、名、あり、其、故、六、名、軍、  
即、表、し、事、上、守、才、三、堂、の、一、部、威、海、衛、而、有、賞、  
御、上、陸、り、三、之、降、す、以、威、海、衛、を、外、に、た、り、  
西、軍、海、降、す、此、事、向、志、言、知、上、陸、軍、海、降、降、  
年、艦、と、海、降、す、攻、め、捕、獲、す、了、月、の、少、し、有、三、年、  
其、時、御、備、定、成、し、た、此、中、以、之、此、事、  
乘、り、了、か、將、清、不、降、降、也、  
以、之、以、之、二、包、之、自、程、海、降、降、也、  
却、説、く、十、七、年、之、一、戦、角、中、に、是、陸、降、也、

大日本滋賀縣近江国犬上郡  
 久徳村大字久徳三  
 坪内鑲次郎殿  
 軍事郵便  
 親展  
 征清第一軍歩兵第十八聯隊  
 第九中隊  
 絨  
 曹長坪内鋒三郎  
 四月八日

馬書拜呈仕復如仰暖  
 相成假知御揮字益御  
 如王男子御出産之御喜御  
 喜候之御奉察御降子生無  
 事能仕候御御却休被下  
 度使借三月廿八日海城出發  
 鞍山名牛五坊宮口田土名  
 敵手是之敵六教遠山海關  
 方退却ヤリ依之安衛上地英  
 寫宮待申之祈四月廿日林  
 合アリクニ定シ李氏我  
 此来り愛シ願セシ寸小候  
 此体愛シ清国御願ハ然心

朱上  
大  
之  
印

無之候得共其右之談引破列装ヤハ  
 波路ヨリ胡進之日ナラズ此年奪取  
 スル言計用各ナラシ其七清艦ハ此艦加  
 大名中此艦ノミテ戦艦力更無之  
 南谷洋艦ヲ守備スル止此故海路  
 御谷且易之前進之得ルヲ以テナリ先  
 取事迄

二仲却西願様始ノ三河宮家  
 者返時法蘭被不相表法申  
 語破成下候

明治廿八年四月八日

右紙品ハヨキ竹紙ニ似タル薄キ紙ハ色薄キ  
 加蓋枚ニ言入始ハ九分程明キ末ハ七分程明キ上  
 紙許ニヨリ紙分三分四分明キ下ノハ一分又或分程明  
 ナ紙壹枚ニ書入立尺五寸貳分八厘キ、処ニ至テ五寸貳  
 分也機中題壹尺三寸九分也紙ニワラハ紙ハ新ハ書簡  
 袋ニ重色白キ半紙ノ新引キタル紙及古キ紐ニ、袋立尺  
 六寸六分四厘程紙破リテ有リ機中尺貳寸壹分八厘  
 ナリ

一明治廿八乙未年五月十三日清國盛京省元統州、地令  
廿六日滋賀縣近江國大上郡久徳村大字久徳村番屋在町坪内  
鐵次郎より着狀

留心誓拜呈仕候傳暑候相成  
清心却揮家心法建全法  
無心能在候却心被下度  
者日清平相成候付故國  
命令有之候其可多揮之為  
大旨月延上仕候得次第而  
轉本月所日與之換及相成  
候由旁三師凍、叶五、六日頃、乘航  
故國致入封、法坐候又手小生  
無事致候母、封、心旁、体、度  
是御、回、雷、致、度、存  
居何卒、御、期、休、暇、建、置、度  
先、御、報、知、上

坪内鐵次郎殿 謹言 内 銚三郎

追白小生去月二十七日附、以特務費  
長、任、之、第、十、中、隊、之、輕、隊、仕、候  
皇、又、御、報、知、上、候、御、報、知、上、候、御、報、知、上、候

大日本帝國、  
大日本帝國

朱書き  
書

朱書き  
書

滋賀縣近江國大上郡久徳村大字久徳  
坪内鐵次郎殿 親 居

在清 織 表、兵、菓、不、聯、隊、第、十、中、隊  
坪内銚三郎 打  
六月五日

右紙品日向朱切り之様紙、生流紙、五寸五分也、襷巾  
尺、壹尺、壹寸、六分也、末、処、尺、壹寸、壹分、上、三、寸、目、下、末  
、毛、行、二、カ、ハ、始、ハ、七、分、七、分、明、テ、社、壹、尺、二、分、明、テ  
、三、寸、折、ハ、ハ、所、ハ、赤、書、簡、袋、二、重、上、付、紙、二、似、ル、ハ、ス、キ、  
薄、キ、白、色、紙、下、々、淡、黄、色、、洋、紙、立、尺、六、寸、貳、分、五、厘、也、リ、紙  
、三、寸、端、ハ、ハ、横、幅、尺、貳、寸、三、分、九、厘

一明治廿八乙未年五月十三日清國盛京省元統州、地令  
蔭家、坪内銚三郎ヨリ出狀、六月十三日、滋賀縣近江國大  
上郡久徳村大字久徳坪内鐵次郎方江着狀

大日本帝國  
滋賀縣外大上郡久徳村大字久徳  
坪内鐵次郎殿  
此紙封、昨上ヨリ下々呈破、レ、文字、件、合、不、具、候

左清  
 安兵衛十彦様方中流  
 村繪智長坪内鉾三郎  
 此三行亦三行

明治 日三十月六年八廿  
 主條... 打絶... 健... 自... 心... 防... 後...  
 坪内鉾次郎殿  
 坪内鉾三郎

一 明治廿八乙未年閏十月廿六日坪内高國濃外行栗郡平高村  
 右紙品色白ク竹紙ノ如ク薄ク又ベヨリ藍色此七薄紫色  
 ヲ帯テ十行墨紙ヲ片テ之全紙三定冠年江越高國ノ同  
 機立燭七寸七分五厘ヲ七寸機中燭五寸五分ニテ  
 寸鐘合ワク外法燭六寸六分七厘同横巾燭四寸三分五  
 厘上イフハ何書又下少冬高儀アリ昔筒袋ニ重袋：入ル  
 上薄紙竹紙ノ如ク下紙薄藍色、洋紙五燭六寸二分七厘  
 横燭貳寸三分計リ向テ左リノ方上ヨリ下迄破リテ不知

青紙

朱小丸四  
書字記号

祭禮鉄鎖：ヲ行ノ岩塚邊之助蔵一泊入翌在五日歸宅、  
 節清園坪内鉾三郎方ヨリ奉狀書通右園人方ニテ借用爲  
 一明治二十七年甲午年十一月十八日清園盛景湯ニテ坪  
 内鉾三郎ヨリ出狀

大日本帝國岐阜縣美濃國  
 羽栗郡平馬村則兼地

岩塚邊 親展  
 輔殿 虎皮下

在清國安東縣  
 第三師東安兵第十八聯隊  
 第九中隊  
 曹長坪内鉾三郎

明治二十七年十月十八日投函

拝啓其台公董務多忙、考之昔外、御疎遠、  
 打過之候各位皆御健康御清之進候哉、  
 不審無事、能仕候間、余他事御休被下度候際、  
 八月廿七日廟島縣宇田港ヨリ乘船海路無恙、  
 公廿九日朝鮮國之山港ニ着、日本人長居留、  
 一泊三日午後三時出發、久進路多ク、第五師專、  
 於之進、難路、山嶺相連、日ノ  
 予地、道中狭ク、岩石多ク加之宿舎、  
 少、宿野、自西來、才相平、心、  
 山、

日水トシテ飲スレバ能ハズ若者天燒キ為レ  
 氣力ヲ矢ト路傍倒レテ死スルヤ馬車ヲ乗リテ  
 只テ推テ行ケル所ノ草ヲ食ヒ命ヲ維キ艱難キ事  
 切、依リ九月十四日順安ニ達スル一ノ増夕達ニヤ全  
 所敵騎兵六七騎我騎兵ト戦端ヲ開ケ依  
 我安兵之輕手退スルヲ倒レ敵平塚向敵是  
 自十四日其聯隊平塚向敵進テ所至約半  
 里露露天崩平塚攻撃ヲ初メ敵陣は  
 天然西地、堅固ト辭彙數重ク百々難ガキ  
 方ト分斯ク罪テ心ヲ激シテ勇進故喜シ終ニ陷  
 城、快見ルニ至リ是偏我軍力ニシテ西方  
 同胞諸氏全勝ヲ祈賜ニ恩澤ヲ深ク感謝  
 之至リ、假其兵戦爭モ無敵退却路ハ最  
 進テ然レ故朝鮮國清國境河多鴨綠江  
 大河ヲ取、扣、蒙國防ト敵方大敵大砲、銃、  
 同先ヲ極メ打テ待掛多シ我牙兵隊  
 攻撃ヲ失、鎧ヲ穿テ依テ十月二十四日午取テ水  
 口鎮ヨリ大河ヲ破リ大膽ニ元寇ヲ軍歌鳴  
 水中心ニテ數ク大砲十餘門ニ放テ彈丸四飛  
 其中ニ隊位數少ク、渡リ於敵堡ヲ奪取リ  
 第一軍諸隊義烈ニテ奮勇ニ後詰九連城安東縣  
 屬山城大車溝、在リシ敵六軍天府向ニ戰不及  
 逃去セリ依テ第一軍六進ニテ占領ス分捕四  
 山ノ如ク第三軍ハ大連灣及旅順港ヲ侵シ終盤  
 京省十分ハ各領ニ依テ安東縣民政廳  
 多置キ外務省官カ村壽太郎君等ニ民政行  
 ハシリ寒、愉快ナシ今日ニ至リシ是レ天自陛下

御威徳トシ支那軍ハ昔ハ外、弱兵リ之他  
 非テ自ラ夫軍ナリ至兵中、無シ本節以下  
 ナク字ル、他有事、取テカリ金ヲ出シテ雇フ  
 莫ク進集スル、故夫兵ナリ杜テテテ定テ各艦制  
 ニ至リテ一般人民常服ハ軍人ハ徽章ヲ付シ  
 比上衣ヲ着ルニテ取テ此一般人民ニ異ナシ  
 兵卒兵同シト如夫軍人何、帝國ノ義務兵ハ  
 心中自ラ男子、及ハテ言フ待テテ所清國  
 名テ莫ク氣強、近頃ニテ軍心暖テ見レ氷点下  
 六七度有リト云テ其極寒ニ三十三度斗、降リ而  
 部、托ハ八鼻耳、冷先曲着先寒氣ヲ最  
 早寒氣ハ為、戰陣ニテ不利ニテ、各隊要所ヲ  
 冬、嚴シテ準備シテ春ニ至テ天府比宮城、  
 大激戦ヲシ、砲、大京城、立テ諸兵、脚機、聞  
 カルニテ、機、轉、機、可、一、快、テ、自、強、有、義  
 得兵後、使、種、ナシ先、如、坎、道、  
 謹言

明治七年十一月十八日

岩塚 鴻之輔 敬  
 山名 田廣 作 敬  
 奥田 芳太郎 敬  
 小島 吉市 右 門 敬

坪内 鐸 三 郎

二 仲 御 家 母 孫 二 旦 毅 御 傳 言 披 下 度 候











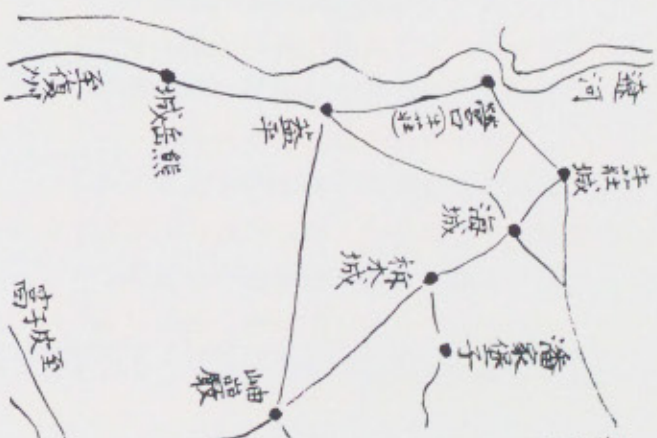
蓋平居留の外人等ハ孰れも錦州地方に避難せり  
 蓋平軍は終りたがハテ前線は揚子江に掛けて全  
 望みは潰走し我軍の抵抗なくして蓋平に侵入し  
 該地を守備せる宋慶を始め將校兵士數千ハ争ふて營口  
 に退却し爲めに同地ハ騒動を極めたり  
 日本軍ハ去る十八日全ク蓋平を占領せり  
 一昨日發上海電報左の如し

●蓋平の占領

蓋平に在りし宋慶の軍約一万余の兵十八日宋慶  
 陽の方向に運動するに便知し第三師團ハ此運動を妨げ  
 入ため十八、十九兩日に於て諸隊を進め遂に海城の西  
 方約三里に在る地即ち下加河と紅瓦寨との間に於て敵  
 と衝突し激戦五時間突貫四回の後敵を撃破して紅瓦寨  
 を占領し敵ハ西方及び營口方向へ潰走せり我軍死傷甚  
 詳 軍界誌

●海城附近の激戦

一明治廿七年十二月廿三日 十一月 敵期回新聞



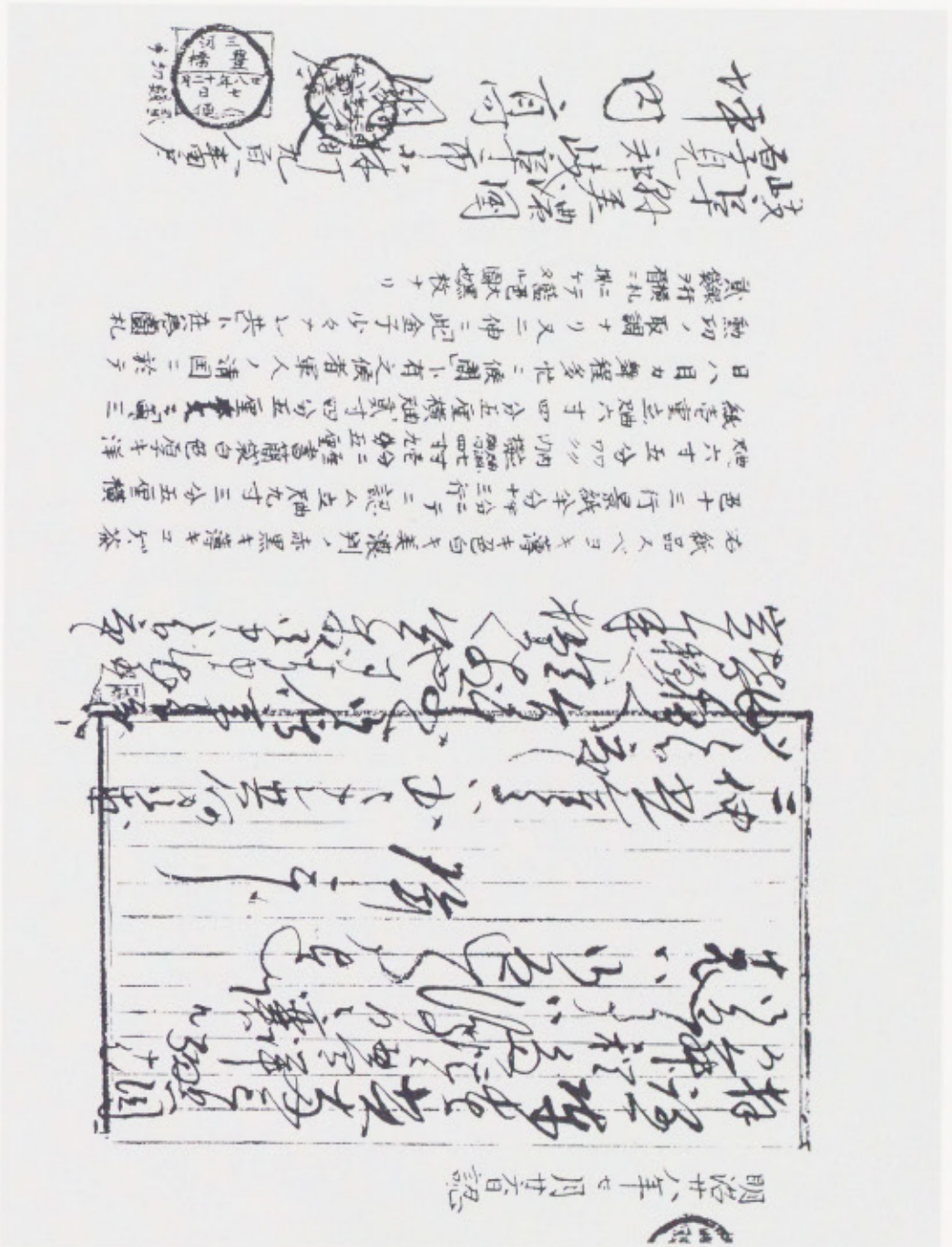
二日 敵期回新聞 派員實島至急發

和田小文字

支阜縣美海源國 有真郡上加知村長程本  
 坪内甘向國殿 親展 河 桐 豊 三  
 去冬奉命 聯隊 第十一中隊 特務 曹 長 坪内 鋒 三 郎

●復州占領詳報  
 敵軍は復州を占領し、海城附近の激戦に勝利し、蓋平に侵入し、遼陽方面に進軍した。我軍は奮勇に抵抗したが、敵軍の優勢な火力と機動力に苦戦を強いられた。しかし、我々の士気は落ちず、最終的に復州を奪還し、敵軍を退却させた。この戦いは、我々の戦術的成長と士気高揚の重要な契機となった。

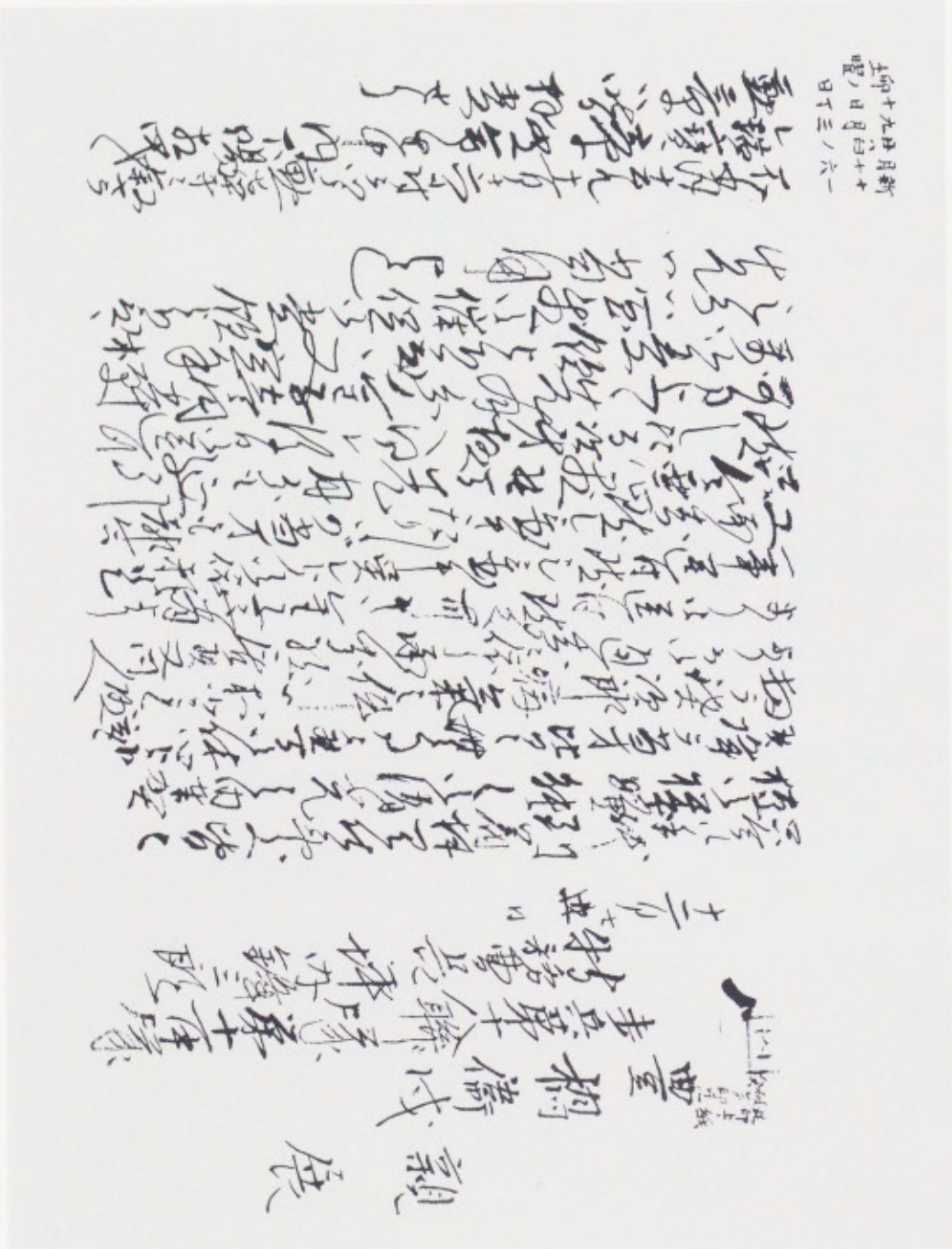
●復州占領詳報  
 復州の占領は、我々の防線を大幅に前進させた。敵軍は復州を占領し、海城方面に進軍したが、我々の奮勇な抵抗に苦戦を強いられた。最終的に復州を奪還し、敵軍を退却させた。この戦いは、我々の戦術的成長と士気高揚の重要な契機となった。



宋小四  
文  
葉字角

宋仲  
葉字角

宋四小  
文  
葉字角















明子長塚村  
八神大村  
新村新長八  
一村新村  
後村新村  
地村新村  
野村新村  
明子長塚村  
合村新村

在清  
征清第軍歩兵隊  
第九中隊  
坪内鋒三郎  
明治廿八年三月十七日

大日本帝國  
岐阜縣  
早稲郡  
新加納  
小那加  
林寺  
在職  
林寺  
平信  
章軍郵便

一、一人ノ能ニ盛京省ノ支那ニ返シ遣ニ仍テ金五千万  
日本ニ送ル由此金日本ニ而四千貳百方圓ト成ル此金ヲ  
日本ノ國民若シテ江割リ時八日奉人民四千万人ニ付  
壹人ニ付方圓〇五錢宛ト成ル又貳億方圓ヲ右國民四千  
万人ノ割當ル一人ニ付金七圓宛ト成ルト云勿論此  
二億ノ金ニ日本通用ニ致ス二億八千万円ト成ル

夫即ハ其信條ヲ速振ニ坪ノ署ニ送ル  
讀順ノ題ハ  
施罪云大那戶現ニ送ル軍に領シ去故毛  
物列ノ題ハ  
物列ハ送ル一國ノ首長ノ書ニ  
信國傳ニ奉物列ヲ領ス教旨ニ首  
日本(均家)袋紙ハ日乃出ル  
瑞軍日本(均家)袋紙

（未定）

一書拜呈仕候追々暖氣相成徒延  
大人益々御上采御消光之都キ  
奉大賀候幾少敷御疎踏之打  
過失礼仕居候如法御賜心王  
寂能仕候間下他事御休心被下度  
陸軍教道守團ノ入リ八十九年六月  
末之洲豊橋歩兵第十聯隊房入  
中隊附ノ申セテ録々ト先遣ヲ送リ  
能仕候日清談判破裂後冬ニ  
戰旨ノ公布リ征清第一軍、第三  
隊ヲ客年八月二十日御式出  
發シ廿六日留島着廿七日宇宮港抜錨  
廿九日朝鮮國元山津到着日錨  
居住地ノ自明立世日出發人馬  
ノ上通ル山ノ間ニ進メ或ハ野路營  
或ハ山ノ間ニ自領ヲ遣ニ敵營退  
出幾平壤ノ法ニ三里ノ野路營ニ  
十五日平壤城ヲ由リ攻撃シ終ニ  
奪取シ十餘日該地ヲ攻撃シ終ニ  
清國ノ取リ難ク江右岸ノ大敵道  
ヲ進メ九連城鳳凰城安東縣大  
道溝大孤山岫巖折木城海城

手及字加ハ  
字ノ少林同小新  
明領小  
字ノ少林同小新  
明領小  
字ノ少林同小新  
明領小  
字ノ少林同小新



